

# 令和5年塩尻市議会9月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年9月14日（木） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第1号 令和4年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

### ○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

---

午前10時00分 開会

○委員長 皆さんおはようございます。ただいまから市議会9月定例会、予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。御提案申し上げます議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○**委員長** 次に、委員会審査について申し上げます。当委員会に付託された議案は委員会付託案件表のとおりであります。審査日程については副委員長から御説明申し上げます。

○**副委員長** おはようございます。当委員会の審査日程は、本日 14 日から 20 日までの休会日を除き 4 日間としまして、本日は、議案第 1 号令和 4 年度一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、歳出の 1 款議会費から 4 款衛生費までを審査いたします。

なお、1 時間に 1 回程度の休憩を入れて審査を行います。

○**委員長** ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用してください。説明及び質疑は区切って行います。その際、簡潔明瞭かつ 1 問 1 答方式による質問及び答弁を心がけるようお願いをいたします。

また、説明者の入退室は、適時自由に行っていただくようお願いをいたします。

なお、このタブレットの持ち込みは御承知のように許可されておりますので、御自由に使っていただくということで、また、後ほど事務局に評価や使い勝手等をお知らせするということになっておりますので、そのような観点で御使用をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、決算の審査に入ります前に、参考として令和 4 年度普通会計決算の概要について説明を受けます。

○**財政課長** それでは、本日から委員会で使用いただく資料の確認からお願いしたいと思います。まず 1 点目ですが、こちら決算書、次に、工事請負費等明細書がございます。そのほか決算説明資料、財源充当一覧表がございます。こちらの 4 つの資料の御準備をお願いしたいと思います。もし、不足等ございましたら、予備がございますのでお申し付けください。それでは、普通会計決算の概要について御説明申し上げます。決算説明資料では 117 ページになります。いわゆる決算カードを御覧いただくのですが、A 3 の拡大版を別途、御手元に事前に配付させていただきましたので、そちらを御覧いただければと思います。

(資料「令和 4 年度普通会計決算状況」説明)

○**委員長** 御苦労さまでした。普通会計決算の概要について、委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

○**牧野直樹委員** 市町村たばこ税が、表を見ますと都市計画税より上回っていて、市が何もしなくても黙って入ってくる税金ですね。ついては、私もたばこを愛するものとして一言お願いをしたいと思います。現在、議員の中でたばこを吸っているのは多分私だけだと思います。そんな関係で、本来、議会の休憩時に一服したいと思うのだけれど、体育館まで行ってくる元気というか時間がないのです、10 分では。本庁の 5 階かどこかに 1 部屋作っていただければありがたいと。職員も、どうもお昼休みにしかたばこが吸えないみたいな状況で、よく労働組合がそれで満足していると思いますが、そういうことの指示をしたのかどうか。

また、職員はそれで甘んじているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○**総務人事課長** たばこの関係ですけれども、今現在は、お昼、勤務時間以外での喫煙ということで、体育館のところへ行っていただきますが、基本的に健康増進法の中で、公共施設の敷地内は禁煙ということが決まっておりますので、そういった中で、この庁舎を含めまして、公共施設の敷地内に喫煙所を設けることはできない状況です。

○**牧野直樹委員** 分かりました。そういうことなら、私も昼休みしか吸えないということで我慢しますが、た

ばこを吸うところ、外に向かってガラス張りで、まるで檻に入れられているみたいな感じで、小さくなって皆さん吸っている。その人たちが4億幾らの協力者なものなので、もう少し何とか、人権とか、そういうことも言いたくなくなってしまう。そこを考えていただいて、福利厚生のためにも、少し人事課で考えていただければよろしいかと思います。こんなばかみたいな質問ですみません。朝一、これぐらい楽しくやらないといけないので。よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 本会議のときに時間がなくて聞けなかったので、確認させてもらいます。臨時財政対策債についてなのですが、これは説明があつたとおり、交付税、本来あるべきものの不足分を国と地方でそれぞれ負担して、市としては借金として借りるというものだと思いますけれども、これが昨年に比べて減っているのです、説明によると、普通交付税で賄われた分が減ったというようなことになるかと思うのですが、理解としてはそういうことでよろしいのか。

それと、交付税でみてもらえる分が増えたということですよ。臨時財政対策債が減ったということは、国でみってくれる分が増えたということになると思うのですが、その主な要因というものが分かたら教えてください。

○財政課長 まず、臨時財政対策債と交付税の関係性につきましては、委員がおっしゃるとおりの仕組みになりますので、臨時財政対策債の増減とは逆転して交付税の措置額が増減するといったことになります。国の財政状況によるところがありますが、新型コロナウイルス関連の財源措置を国は積極的にしてまいりましたので、それが令和4年度、一旦落ち着きを見せることから、地方財政計画の段階で、こういった形で示されてきているといった状況です。

○平間正治委員 算定項目で、コロナ対策等みたいなものが減った、算入されるものが減ったという理解でよろしいですか。算定基準ではなく、変わったものはありますか。通常どおりの策定の中で、国が言う財源ができたので、その分、交付税が増えたという理解でよろしいでしょうか。

○企画政策部長 まず、令和3年度の臨時財政対策債につきましては、国の普通交付税の特別会計の歳入歳出の不足が国税5税で賄えなかったということです。そのために、以前は国がその不足分を借り入れて地方と国で折半をして財源を賄っていたものを、地方独自に借りなさいということが臨時財政対策債です。したがって、令和3年度、コロナ禍において著しく国税が不足していたために、その歳出不足を、これまでにない10億円を超える臨時財政対策債を、地方で借りるようという事で多額の借入れを行ったわけですが、景気回復によって原資たる国税5税が回復してきましたので、十分地方税も歳入歳出不足が賄えて、通常の不足額について、基準財政需要額を基に令和4年度については借入れを行ったということです。通常時に戻ったという解釈です。

○平間正治委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 性質別歳出の中の補助費ですけれども、これはMa a SだとかDXセンターだとかがプラスの要因だと説明がありましたけれども、通常はどういうものに使われているのですか。

○財政課長 振興公社等への負担金という形を取りますので、いわゆる運営費に使われる部分が多くなります。

○小澤彰一委員 振興公社等への補助金という意味なのですか。

○財政課長 おっしゃるとおりです。

○小澤彰一委員 類似団体、茅野市とか千曲市だとかありますけれども、あの中で一番塩尻市が極端に低いの

は補助費なのです。どうして塩尻市の補助費というのは、こんなに低く抑えられているのか教えてください。

○**財政課長** 私どもも、他市の細かい各年度の状況まで把握しておりませんので、各市の財政サイドで、そういった補助団体があるかないかというところも大きく影響はしてくるかとは思いますが。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 歳入の中で地方消費税交付金になりますけれども、復習の意味も込めて、この金額というのはどのように算定されてきて、この増減というのは、どういうことが原因で増減になるのか、その辺お願いします。

○**財政課長** 地方消費税交付金につきましては、いわゆる消費税 10%でいきますと、2.2%が地方消費税交付金になります。そのうち、人口等で案分をされる中で、22 分の 12 につきましては社会保障費に充当といった形になっています。増減の理由につきましては、やはり景気回復に伴うもの、物価高騰も含むかと思えますけれども、そういった状況かと考えられます。

○**中村努委員** 増減の要因ですけれども、これは市内消費とか、そういうことは反映されるわけですか。

○**財政課長** もともとの地方消費税交付金については県から交付されるものになってまいりますので、実際の市の消費の関係はしてまいります、もとは県に収入されるものになります。

○**中村努委員** もう少し分かりやすく。市内消費が増える、減ったで、この交付税に影響するかどうかという簡単な質問です。

○**財政課長** まず、基は税法によりますけれども、いわゆる 2%分が市町村への配分になりまして、その 2分の 1 が県から市へ収入されるといった仕組みです。

○**中村努委員** その 2分の 1 の分母は何か。

○**企画政策部長** 消費税全体の約 2%について地方消費税分ということで、長野県の配分がその分です。その 2分の 1 は県です。その 2分の 1 は市町村に配分されるということで、これは人口規模等によって 77 市町村に配分される。その額が決算額です。

○**中村努委員** そうすると、県ということは、それぞれの市町村で消費額が変わっても、県として金額が出て、それが人口割で配分されるので、例えば今回は、前年に比べて 5.3%増えましたということになると、これは県内、どこの市町村もそういう増え方をしている、同じ率で増えているという理解でいいですか。

○**財政課長** その点につきましては、恐らく全体として増えていると解釈しております。

○**中村努委員** 分かりました。もう 1 つ。この地方消費税交付金、先ほど社会保障費に充当ということでしたけれども、この 17 億円余というのは、社会保障費に充当されているかどうかということはいかがですか。

○**財政課長** こちらにつきましては、交付する上で、平成 16 年でしたか、1997 年以降、地方消費税の税率が上がってきているのですが、決算説明資料の 11 ページに内訳がありますが、実際交付されたうちの 1.2%に当たる分、22 分の 12 になりますが、そちらを地方消費税交付金として充当するといった形になりますので、こちら 11 ページに記載がありますが、9 億 7,500 万円余を、市としましては、定められています年金、医療、介護、少子化対策に要する費用に充当をしております。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**上條元康委員** 財政力指数について教えてください。0.634 という数字ですが、周辺市町村に比べて、この数字というのが良い数字なのか、悪い数字なのか教えてください。

○**財政課長** 決算説明資料の 130 ページを御覧いただければと思います。こちらに県内 19 市の状況を記載しています。一番下に塩尻市、小数点第 3 位を割愛していますが、今回の 0.63 と記載しておりまして、都市平均、これは 19 市平均ですけれども 0.56 となっておりますので、こちらが高いほど財政的に力があるという指標になりますので、19 市平均よりは高いといった状況になります。

○**上條元康委員** ありがとうございます。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

なければ、次に進みます。

---

### 議案第 1 号 令和 4 年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** それでは、議案第 1 号令和 4 年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算の説明は、事務諸経費などの形式的な支出の事業については説明を省略して構いませんので、全体に簡潔に御説明をお願いします。また、歳出から説明を受けますが、歳出の説明の際は、当該事業に関する歳入、これも併せて説明をしていただくということをお願いいたします。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は、歳出に併せて行うということをお願いいたします。歳入全般での説明及び質疑は、一般財源のみになるということです。あらかじめ御留意いただきたいと思います。

それでは初めに、1 款議会費及び 2 款総務費の審査を行います。1 款 1 項 1 目議会費 74 ページから 2 款 1 項 3 目会計管理費 85 ページまでの説明を求めます。

○**総務人事課長** まず、歳出のうち人件費について御説明させていただきます。人件費は各課共通で、当該科目ごと備考欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、また、会計年度任用職員につきましては関連する事業の中で、会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員手当及び会計年度任用職員社会保険料をそれぞれ計上しております。

令和 4 年度の人件費につきましては、正規職員では、前年度に比ばまして微減となっております。主な要因といたしましては、超過勤務手当ですけれども、前年度の豪雨災害などの対応が落ち着くといったことなどから、減になっていることが主な要因です。また、会計年度任用職員の人件費につきましては、前年度に比ばまして約 8,000 万円増となっております。この主な要因といたしましては、会計年度任用職員の報酬と賃金を改善させていただきましたほか、給付金対応に伴う職員を増員したことなどが主な要因となっております。人件費全体の説明につきましては、以上です。

○**議会事務局次長** 続きまして、1 款議会費について御説明を申し上げます。決算書 75 ページ、備考欄の上から 3 つ目の白丸、議会活動費ですけれども、こちらの事業につきましては、議会に関する会議録の作成、また、議会だよりの印刷、タブレットシステムの使用料等、議会の活動及び運営に要する経費を支出したものです。議会費については以上です。

○**総務人事課長** それでは、76、77 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、最初の特別職給与費につきましては、特別職のうち市長、副市長の給与手当等です。令和 4 年度では、前市長及び前副市長への退職手当を支給しておりますので、特別職手当が増加をしているところです。

次の職員給与費につきましては、総務部、企画政策部、会計課等の一般職員の 83 人分の給与のほか、24 人分の退職手当を含む一般職手当となっております。また、財源の一部といたしまして、新型コロナウイルスワクチ

ン接種体制確保に係る国庫支出金ですとか、松本広域連合に派遣しております職員の人件費、退職手当の他会計負担金などを受け入れているところです。

続きまして、次の人事事務諸経費 1 億 4,129 万円余につきましては、市民サービス確保のため、正規職員の欠員補充及び一時的な任用や緊急な業務に対応するための会計年度任用職員の雇用管理のほか、職員手当の旅費や人事給与システム等、総務人事課職員系の事務執行に係る必要経費となっております。人事事務諸経費の下から 7 つ目、人事給与システム改修委託料 1,313 万円余ですけれども、地方公務員等共済組合法の改正によりまして、令和 4 年 10 月 1 日より共済組員資格の適用要件が拡大されたことに伴いまして、会計年度任用職員や再任用短時間勤務職員のうち一定の要件を満たす方につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から、今まで協会けんぽであった者が共済組合の短期組員となりましたので、その対応に伴うシステム改修を行ったものです。また、下から 2 つ目の備品購入費 189 万円余につきましては、3 階の総務人事課のオフィス改革に伴うテーブルやキャビネット等の購入費用となっております。

次の法制執務費 726 万円余につきましては、法令に即した行政運営を行うための経費です。主なものは書籍購入ですとか、法令や実務提要などの追録代等の消耗品費のほか、適格な条例、規則等の整備及び法制執務を円滑に執行するための例規管理システム委託料となっております。また、弁護士委託料として、法律相談などを 2 人の弁護士に委託し、業務に係る法的な面における充実を図っております。

次の文書事務費 4,007 万円余ですけれども、庁内文書発送、用紙購入等に係る経費のほか、令和 3 年 3 月から本格稼働しております文書管理システムに係る使用料となっております。

続きまして、78、79 ページ、最初の事業になりますが、平和祈念事業の 5 万 1,400 円。こちらにつきましては、昭和 60 年に平和都市推進の宣言をして以降、取り組んでいる事業でありまして、平成 6 年から平和教育研修として市内の中学生の代表を広島市へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の大切さを学んでいただいております。しかしながら、昨年度は、出発直前になり新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で、急遽、研修参加を見送りましたため、それに伴うキャンセル料等の支出のほか、消耗品で折り紙を購入し、折り鶴を作成し、広島市へ届けております。私からは以上となります。

**○公共施設マネジメント課長補佐** 次の白丸、庁舎施設管理費につきましては、庁舎の維持管理、運営に関する費用です。主なものは、本庁舎の光熱水費や電話料、清掃費用や点検業務などの庁舎の維持管理に係る委託料などになります。

次の 80、81 ページ、備考欄 1 つ目の白丸、車両管理諸経費につきましては、庁用車両の運用及び管理に係る経費です。主なものは、公共施設マネジメント課で管理する庁用車やマイクロバスなどの車両修繕費や借上料、各種事業で使用される大型バスの運行委託料などになります。私からは以上です。

**○生活環境課長** 私からは、80、81 ページの上から 2 つ目の丸、紙のタイムマシン活用事業について説明をいたします。本庁と保健福祉センターに設置しております古紙の再正機 2 台の活用に伴います古紙の回収を、障がい者就労施設、これは 5 法人 7 施設になりますけれども、こちらに委託しておりますので、この委託料と、あと機器のリース料ということになります。私からは以上になります。

**○財政課長** 次の白丸、契約事務諸経費につきましては、契約業務等に係る事務的経費です。なお、特定財源につきましては、本市の財務会計システムを使用しております松塩筑木曾老人福祉施設組合などからの使用負担金 37 万円を充当しているところです。私からは以上です。

○**固定資産評価審査委員会事務局長** 続きまして、決算書 81 ページの備考欄、上から4つ目の白丸、固定資産評価審査委員会費です。決算説明資料は 34 ページの上段になりますので、併せて御覧いただきたいと思います。令和4年度につきましては、固定資産評価額に係る審査申出はありませんでしたが、委員会運営に係る経費となっております。私からは以上です。

○**公共施設マネジメント課長補佐** 次の丸、車両管理諸経費（繰越）につきましては、令和3年6月に千葉県で発生しました飲酒運転による児童死亡事故を受け、道路交通法施行規則の一部が改正され、アルコール検知器による確認が義務化されることから、公用車に関わるアルコール検知器の購入費として令和4年3月議会で補正予算計上し、納期の都合により繰り越した経費となります。私からは以上です。

○**秘書広報課長** 続きまして、2目秘書広報費になります。備考欄の白丸、秘書事務諸経費 562 万円余であります。11 月3日実施の市長表彰式等の記念品代、また、市長の対外的な活動の交際上必要な経費等であります。82、83 ページ、備考欄2つ目の白丸、広報広聴活動事業 3,069 万円余であります。こちらは毎月1回発行しております広報塩尻 2 万 2,400 部の印刷製本費、仕分け作業、配送委託料、また、テレビ松本など、各種情報発信に係ります委託料、使用料等です。私からは以上です。

○**会計管理者** 続きまして、3目会計管理費、備考欄の白丸、会計事務諸経費は、会計課の出納事務に要した費用でありまして、主なところでは4つ目の黒ポツ、印刷製本費は決算書等の印刷代、その下の黒ポツ、口座振替等手数料は収納に係る振込手数料を各金融機関に支払ったものになります。下から2つ目の黒ポツ、財務会計システム使用料は、財務会計システム使用料のうち会計課割当て分を支払ったものであります。

84、85 ページ、最初の白丸、公有財産売却事業は、官公庁オークションに参加し、不要物品となった公用車などを出品し、売却に要した費用です。このオークションの収入につきましては、歳入の 54、55 ページ、17 款 2 項 2 目、上から3つ目の黒ポツ、不用物品売却収入に該当しますが、公用車6台と消防団の積載車3台の売却による収入です。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ここまでの分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 77 ページの職員給与費の一般職手当についてですけれども、塩尻市は地域手当の対象の市町村になっていると思いますが、この決算でどうであったか、地域手当の説明と、地域手当としてはこの中で幾らなのかなど、分かったらお願いします。

○**総務人事課長** 地域手当につきましては、塩尻市は6%ということになっておりますが、実質5%での支給をしております。金額につきましては、申し訳ありませんが、今手元に資料がありませんので、後ほど回答させていただきます。

○**中村努委員** 庁内はそういうことだと思うのですが、広域連合、あるいは一部事務組合等への出向の職員の地域手当の取扱いというのはどうなっていますでしょうか。

○**総務人事課長** こちらにつきましては、ここにいる職員と同様の率で支給をしているところです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 79 ページの中ほどになりますけれども、ドローンの保険料が挙がっていますけれども、私、市の状況を承知していないので教えてもらいたいのですが、市では何台あって、どこに配置をされているのか。これは今後、ドローンの使い道というのは多種多様だと思いますし、重要視されているところなので、何と言っても、人が入っていけないようなところを空から俯瞰できるということが全然ほかとは違うことで、活用を図

っていくべきだと私は思っているのですが、今の点についてお聞きします。

○公共施設マネジメント課長補佐 うちの課で所管しているドローンは1台となります。利用しているのは、今、危機管理課で使われている状況です。

○平間正治委員 このドローンの保険料自体の内容と、それと1台ということなので、操作訓練等についてはどのように行われているのか。そして、今後、増やしていく予定はあるのかどうか。3点、お願いします。

○公共施設マネジメント課長補佐 保険の内容につきましては、ただいま細かい資料がありませんので、後ほどお伝えします。

それから使用訓練等につきましては、昨年度、危機管理課と合同で1回実施しています。それから、台数を増やす話なのですが、公共施設マネジメント課では、今のところ予定はありませんが、ほかの課において、課の所管ということでドローンを購入している課もあるように聞いております。

○平間正治委員 範疇外のことになってしまうかもしれませんが、ここにあったので。さっき、どこに配置されているかというのは、市の全体でどこに配置されているのかということをお聞きしたつもりなので、答弁とすれば、1か所だというように受け取ってしまったのですが、その辺が分かったら教えていただきたい。

それと、優秀ならば1回の操作訓練でいいかと思いますが、やはりもう少し訓練したほうが実効性が上がるのではないかと思いますし、これからは本当に有用なものだと思いますので、無駄なものはもちろん必要はありませんけれども、ぜひ必要に応じて台数を増やしていくということも必要かと思しますので、これは必要だという意見として申し上げます。

○委員長 では、意見でよろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 81ページをお願いします。紙のタイムマシン活用事業なのですが、状況を少し教えていただきたい。令和4年度の実績と、ここ1、2年くらいの推移についてお願いします。

○生活環境課長 現状になりますけれども、まず、紙の機械になりますが、ペーパーラボというような形で、乾式、要は、水を使うことなく新たな紙を再生するという形で、市内のセイコーエプソンが独自に開発しました技術によって紙を再生するものになります。この再生紙なのですが、庁舎で使いました紙を再生しまして、新たな紙を生み出す形になりますけれども、給紙をしました使う紙の大体70%ぐらいが新しい紙として再生するものになります。実績値になります。過去5年間の平均ですと、56万9,000枚ぐらいを再生しまして、39万4,000枚になっておりますが、今年度、令和4年度の実績になりますと、47万5,300枚を再生しまして、33万700枚。最近は少し減少傾向になっておりますけれども、約10万枚弱ぐらいの状況で推移して、再生についても6万枚ぐらいになっております。

○赤羽誠治委員 ありがとうございます。今タブレットを使ったりとか、紙を非常になくしていくという、そういう状況にある中で、これについて、たしか庁舎で2台ありましたか。これは今後どうしていくのか、この辺のところ、もし考え方がありましたらお願いします。

○生活環境課長 今、紙の電子化ということで、直近のデータを見ましても、稼働の状況というのは低くなっています。今後、こちらの事業につきましては縮小傾向を考えております。

○赤羽誠治委員 台数を減らしていくとか、そういう形で考えてよろしいですか。

○生活環境課長 おっしゃるとおりになります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 今回のことに関連していますけれども、たしか、これを導入したときに、今後、他自治体でも普及が進むので、モデル的に塩尻市でどうですかというような経過があった気がするのです。結構、これを視察に来る議会もあつたりしているのですが、エプソンとしては、これをほかの自治体に広げていくというお考えは、まだおありなのでしょうか。

○生活環境課長 今回の近隣状況の導入状況について申し上げたいと思いますが、自治体ですと、県内では塩尻市のほかに諏訪市と松本市が導入しているという形になっています。県外でも、それ以外の市ですと、秋田県、大田区、一関市、酒田市、八戸市、湯沢市になりまして、あと長野県も入っていますので、全部入れますと10の自治体で導入はしているというように、これは8月末現在の状況になります。あと、民間企業の関係になりますが、八十二銀行ほか26件というような形でお聞きをしております。比較的、数については、結構導入は進んでいるかと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○石井勉委員 お願いいたします。資料の81ページ、車両管理諸経費の中に、真ん中ほどに安全運転管理者講習会参加手数料という計上がありますけれども、これは何人ぐらい、安全運転管理者はいらっしゃいますでしょうか。

○公共施設マネジメント課長補佐 今調べておりますので、後ほど報告します。

○石井勉委員 もう1点、では、別の質問で。資料83ページ、広報広聴活動事業の最初、広報アドバイザー謝礼という記載があります。決算説明資料34ページを拝見いたしますと、同じ秘書広報課の取組内容に、市内高校に通学する高校生5人を広報アドバイザーとして起用いたしますということなのですが、この謝礼13万円はその皆さんにお支払いされているものですか。

○秘書広報課長 決算資料に載っております広報アドバイザー謝礼につきましては、令和3年に広報戦略というものを策定いたしました。これにつきましては、電通の方にアドバイザーということでお願いいたしまして、引き続き令和4年度も、広報戦略につきましては、細かい情報発信についていろいろアドバイス、また打合せをさせていただいた部分の謝礼ということになっております。回数としては12回行っているものになります。

○石井勉委員 御回答ありがとうございます。ということは、高校生に行っているものではないということですか。

○秘書広報課長 高校生につきましては、出ているものではありません。

○石井勉委員 承知いたしました。大変好評だったというお話を聞いておりますので、謝礼が適切かどうかは分かりませんが、参加していただいている高校生の皆さんの支援になるような形を考えていただければ、継続していくかと思えますので、御検討いただければと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 81ページ、先ほどの車両管理諸経費のところ、今年、車検切れの公用車運行という行政としてはあってはならないというようなことが起こってしまったのですが、庁用車両に対する管理体制はどうなっているのかについてお聞きします。

○公共施設マネジメント課長補佐 細かいところは、担当係長から説明申し上げます。

○公共施設マネジメント課係長 私から御説明申し上げます。現在、総括的な管理は公共施設マネジメント課で行っておりますが、各課で所有している車両につきましては各課で管理をいただいております。今回の件

につきまして、車検等の案内を徹底させるため、2か月前に公共施設マネジメント課から各課への通知を差し上げていますところ。

○平間正治委員 以前、車をリースで定期点検とか、車検とか、一切を含めて、そこにお任せをしていた管理体制もあったかと思うのですが、今はどうなっていますか。そういうものはあるのですか。

○公共施設マネジメント課係長 今リースを行っているものに関しましては、フルリースで行っておりますので、事業者にて全てお願いしているところ。残りの部分に関しましては、こちらで管理をしているところ。

○平間正治委員 庁用車両のうち、フルリースは何台あるのですか。全部の台数が幾つで、リースは何台ですか。

○公共施設マネジメント課係長 そちらに関しましては、改めまして報告させていただきます。

○平間正治委員 では、改めて、リースをしている会社がどこか。簡単に言えば、市内にあるのか、市外かということなのですが。市内の整備工場などもあって、そこでもリースは可能なわけ。ですから、わざわざ市外業者を使うのか、市内業者を使っていくべきというところもあるかと思うのですが、その辺も含めて確認をして、また教えてください。

○委員長 では、後ほど報告をお願いします。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 77 ページですが、地域手当が先ほどだと、本来は6%だけど5%にしているという理由についてお聞きしたいと思います。

○総務人事課長 塩尻市が、現状6%のところを5%ということで、6%というところは県内では塩尻市のみ。松本市では3%というような状況でして、恐らく5%というのは、近隣との状況を見ながらの5%になっているところだと思います。また、地域手当の額につきましては、先ほど中村委員から質問がありましたが、こちらにつきましては、約9,190万円の手当を支出しているところ。

○古畑秀夫委員 これは、違いというのは、人事院勧告に基づいて行われていることでしょうか。

○総務人事課長 勧告で一応6%ということになりまして、10年ぐらいのスパンで見直しをかけておりますので、また近いうちに見直しがあるかと思えます。そのときには、今は市町村ごとになっておりますけれども、今後につきましては、広域単位での地域手当ということになりますので、その点につきまして、率の変更になる可能性はあろうかと思えます。

○古畑秀夫委員 ずっとこの間、塩尻市の場合などは、人事院勧告に基づいて、上げ下げというのは基本的にそれでやってきたものですから、本来で言いますと、やはり人事院勧告どおりにしておくのが一番というか、それが慣例になっていましたし、人事院で勧告をそういう形で出されているわけですから、本来はそういうようにすべきだと思います。これで行くと、1%ぐらい上がるという、もし6%にした場合は、9,100万円だから、もし上げるとすれば、金額的にはどのぐらいになるということでしょうか。

○総務人事課長 1,800万円前後になるのではないかと思います。

○古畑秀夫委員 そうすると、1億円ちょっとになるということですか。だから、そんなに大きい金額ではないので、やはり基本を守っていかないとまずいのではないかと思います。何年前か、たしかこういうのがあって、本来から行けば6%だが、周りがあまりにも低いので、塩尻市だけがみたいなことではあったようだけれども、やはり見直しを図ったほうがいいと思います。

○委員長 答弁はよろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 81 ページの下の車両管理諸経費の繰越分のところで、アルコール検知器というお話がありました。これは、どのような方を対象に検査をして、頻度はどの程度行っているのかをお願いします。

○公共施設マネジメント課長補佐 アルコール検知器につきましては、公用車を運転する全ての方が対象で、運転をする前に、今の体制ですと、担当課長なりに数値を確認させてから運転してくださいということで行っております。

○中村努委員 そうすると、ほとんど毎日ということで、答弁できるかどうか分からないのですが、検査した結果、今日はやめときなさいといったような事例はあったのかどうか、いかがですか。

○公共施設マネジメント課長補佐 私の関知するところでは、1件もありません。

○中村努委員 たまにニュースで、飲酒運転で懲戒免職になるような職員も報じられていて、その状況を聞いて、それはえらい厳しいと感覚を持ったこともよくあるのですけれども、そういうことがないようにするために、要は、前日の飲酒の時間を何時にするとか、そういったルール決めとか、そういったことはしているのでしょうか。

○公共施設マネジメント課長補佐 委員の御指摘のような、前日の時間を決める等の対応は、今のところ、しておりません。

○中村努委員 報道で聞く限りでは、本当にそのぐらいで出てしまうのかというような事例もあるので、これは多分個人差があるのかという気はしますが、その辺は十分に気をつけていただくような体制を取っていただくようにお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、会計管理費までの質疑を終了いたします。

ここで、10分間の休憩を入れます。では、11時20分から再開をいたします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時19分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、84ページ、2款1項4目財政管理費から93ページ、2款1項7目情報開発費までの説明を求めます

○公共施設マネジメント課長補佐 冒頭に、先ほど平間委員から御質問がありました件についてお願いします。塩尻市で管理しているドローンの所管についてですが、公共施設マネジメント課で1台と、農林課、デジタル戦略課と社会教育スポーツ課に設置しています。

先ほどの保険内容につきましてですが、対人対物、例えば人に当たったりしたときとか、建物等々に当たったときの保証、それから、ドローン自体が破損したときに対応できる保険となっております。

それから、石井委員の安全管理者の関係の御質問ですが、係長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いします。

○公共施設マネジメント課係長 道路安全管理者の規定につきましてですが、道路交通法施行規則第9条の8に規定が定められておりまして、現在安全運転管理者は3名、副安全運転管理者は5名を指定しています。こちらにつきましては、その法に定められておりまして、乗車人数が11名以上の自動車を持っているところは安全運転管理者1名を選任しなければならないということで、市では、市役所、スクールバス、地域振興バスという

ことで3名選任しています。また、副安全運転管理者につきましては、一定の車両の台数を超えた場合ということで、20台ごとに1名の選任をするという形になっておりますので、現在5名を選任しております。

○**公共施設マネジメント課長補佐** 併せまして、平間委員からのリース車両の関係になりますが、庁舎で管理している車は、一般会計と水道会計合わせて141台あります。そのうちフルリースのものは32台、リース会社につきましては、市の指名競争入札ですが、登録がある市内の業者において入札により決めております。

○**委員長** よろしいですか。それでは、引き続き説明をお願いします。

○**財政課長** それでは、4目財政管理費、1つ目の白丸、財政管理事務費につきましては、財政運営に関する事務的経費です。なお、特定財源といたしまして、財務会計システム使用料に、同システムを使用しております松塩筑木曽老人福祉組合などから使用負担金として37万円を充当しています。

続きまして、次の白丸、財務会計事務スマート事業につきましては、主なものは、市ホームページで公開していますデジタル予算書・決算書の導入に係る予算決算情報共有システムの使用料などとなっております。私からは以上です。

○**公共施設マネジメント課長補佐** 続きまして、5目財産管理費の備考欄の丸、財産管理事務諸経費につきましては、土地、建物など、私有財産の管理、運営に係る経費で、主なものは、用地測量や分筆登記に係る委託料、公共の用に供する土地の賃借料、あるいは建物や公用車の共済の分担金などとなっております。令和4年度につきましては、塩尻町にあった旧塩尻東支所の解体工事を行ったことから、前年度より2,000万円ほど増となっております。私からは以上です。

○**財政課長** 87ページ、基金積立金、1つ目の財政調整基金元金積立金につきましては、前年度決算の剰余金2分の1以上となります6億円を積み立てたほか、基金の利子や寄附金などを財源といたしまして、記載のとおり、それぞれの基金に元金及び利子を積み立てたものとなります。

次の白丸、土地開発基金繰出金は、土地を先行取得するために運用する基金につきましては、基金の利子の積立金を繰出金として処理したものです。こういった処理につきましては、全国他の自治体でも同様の処理とさせていただきます。私からは以上です。

○**企画課長** 続きまして、6目企画費、87ページ右側の備考欄、上から2番目の白丸、行政評価・改革推進事業のうち上から2番目の黒ポツ、公の施設指定管理者選定審査・評価委員会の委員報酬につきましては、令和4年度指定期間満了に伴います指定管理者の選定審査6施設分、それから、小坂田公園の新たな指定管理者の指定1施設分、加えまして、指定期間の中間年に実施をいたします外部モニタリング4施設分の評価を実施したという内容です。

続きまして、一番下の白丸、総合計画策定事業のうち、まず一番上の黒ポツ、総合計画審議会委員報酬です。こちらにつきましては、委員の皆さん御承知のとおり、令和4年度から第六次総合計画の策定作業を本格的に開始しているところでして、20名の委員で組成をいたしました総合計画審議会を設置し、令和4年度は年4回開催をいたしました。主な協議事項といたしましては、市民アンケート結果に基づきます第六次総合計画で優先的に取り組むべき分野について、委員の皆さん自らディスカッションをしていただいたこと、新たな長期戦略の体系について深く御協議をいただいたこと、それから秋口ですけれども、10月、11月に開催をいたしました政策分野ごとのワークショップにつきましても、審議会委員の皆さん、関係団体の皆さんと一緒に参画をいただきまして、分野ごとのありたい姿について御協議をいただいたということ、最終的には、第六次総合計画の長期戦略

につきまして目指す都市像の狙い、源泉となる強みですとか、基本戦略の未来のありたい姿などについて御協議をいただきました。審議会委員の皆さん同士が議論を深めていただくような形式も取り入れさせていただきながら、年度末に骨子案としてまとめさせていただいたという内容です。

88、89 ページ、総合計画策定事業の継続部分ですが、上から4つ目の黒ボツ、総合計画策定支援業務委託料です。内容につきましては、NPO法人SCOPに委託をした内容でして、令和4年度は、先ほども申し上げました年度当初に実施しました市民アンケートの設計・集計・分析、それから秋に開催しましたワークショップの運営支援、年4回開催しました総合計画審議会の運営支援などが主なものとなっております、令和5年度も引き続き委託をしているという内容です。

その下、共同研究負担金につきましては、信州大学との共同研究といたしまして、第六次総合計画の長期戦略に位置付けます地域ブランド戦略について共同研究を進めてまいりました。また、庁内に令和3年度から設置しておりますけれども、重点施策、将来的な課題について研究を進めるしおじり未来創造ラボの行政シンクタンク機能としても位置付けて、併せて研究を進めてまいりました。塩尻市の存在意義として、これまでの挑戦、スピードの強みを大切にしつつ新たなサービスをつくるという意味を表します長期戦略の案に位置付けております、私たちは地方創新のパイオニアになるという定義をさせていただき、長期戦略の位置付けの案を作成させていただいたという研究内容です。以上です。

○**秘書広報課長** 引き続きまして、89 ページの備考欄、最初の白丸、ふるさと寄附金事業1億8,634万円余ありますが、ふるさと寄附関連の経費としまして、ふるさと寄附の返礼品の購入費用としまして寄附謝礼品、塩尻市振興公社へ返礼品発送作業などを委託しておりますが、そのふるさと寄附業務委託料。ふるさとチョイスなど、合計で5サイトになりますけれども、こちらへのふるさと寄附ポータルサイト特設案内使用料となっております。令和4年度のふるさと寄附の概要ですが件数は4,328件、寄附額は4億782万2,000円となっております。

次の白丸、シティプロモーション・移住支援事業1,595万円余ありますが、まず外部プロモーションとしまして、会計年度任用職員の地域おこし協力隊員1名の報酬とその活動に係ります補助金。また、上から5つ目の黒ボツ、令和4年度から本市への移住希望者向けにワンストップ体制の移住相談窓口をしおじり街元気カンパニーへ委託しました委託料。また、内部プロモーションとしまして、地域の魅力を体験していただくことを目的に開催しました街歩きイベントの委託料などとなっております。私からは以上です。

○**デジタル戦略課長** それでは、7目情報開発費、1つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業ですけれども、決算説明資料は36ページの中段になりますので、併せて御覧ください。本事業につきましては、市民の情報を扱うシステムのうち、デジタル戦略課に係る部分の費用です。主なものとしては、2つ目の黒ボツ、システム改修委託料ですが、国の専用ウェブサイトのマイナポータルから住民の申請データを住民情報システムへ連携するための改修を行ったものとなっております。

続きまして、次の白丸、行政情報等システム運用事業につきましては、職員が通常使う行政情報システムの保守委託料やパソコン等の端末費の使用料です。5つ目の黒ボツ、備品購入費、テレワーク対応パソコン89点代につきましては、窓口改革部分のパソコンとなりまして、財源は、国庫支出金のデジタル田園都市国家構想推進交付金、補助率2分の1です。

一番下の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運用事業につきましては、これも決算説明資料36ページの下段になりますが、この事業につきましては、塩尻情報プラザ及び市内光通信網の維持管理費のものです。

91 ページ、上から 4 つ目の白丸、ICT 人材育成事業につきましては、これも決算説明資料 37 ページの上段にあります。これにつきましては、市内の小中学生を主な対象とした各種の ICT 教室の開催費用になっています。前年に引き続きまして、新型コロナウイルス対策の状況下での事業執行となったため、開催を見合わせた講座もあり、また、開催した講座も感染対策を徹底するため、参加人数を制限するなどして開催させていただきました。なお、この事業は令和 4 年度で終了しております。

続いて、5 つ目の白丸、庁内 DX 推進事業につきましては、これも決算説明資料 37 ページの中段になりますが、この事業では、塩尻市 DX 戦略に基づきまして、業務改革や事務の効率向上を推進するための事業です。主なものとしまして、RPA システムの保守委託料やそのシナリオの作成委託料、AI 文字起こしツールや職員が使用する庁内グループウェアシステムの保守委託料などです。また、働き方改革や新型コロナウイルス対応により需要が高まったウェブ会議やテレワークに関する費用となっています。

93 ページ、1 つ目の白丸、行政 DX 推進事業につきましては、これも決算説明資料 37 ページの下段になりますが、塩尻市 DX 戦略に基づき、市民の皆様に向けて利便性の向上を推進するための事業となっております。主なものとしましては、市民課、税務課、市民交流センターの窓口で窓口キャッシュレスのシステムを導入して、住民が手数料を支払う方法の拡大を図ったものです。なお、財源につきましては、これも国庫支出金デジタル田園都市国家構想推進交付金で、補助率は 2 分の 1 です。なお、キャッシュレスの窓口対応につきましては、今年度も設置を拡大しています。また、住民手続のオンライン化の推進に伴いまして、市民の申請手続について、電子申請及び電子決済を開始したものとなっております。さらに、市民のデジタルデバйд対策として、各地区の公民館でスマホ活用講座を 40 回開催したものです。また、市民のマイナポイントの申請を支援するため、塩尻市振興公社 KADO に支援委託をしたものにつきましては、財源は国庫支出金マイナポイント事業費補助金で、補助率は 10 分の 10 です。

最後、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業（繰越）につきましては、令和 3 年度からの繰越事業ですが、この事業は県道 301 号塩尻停車場線、大門のところになりますけれども、そこの電柱の地中化に伴いまして、電線に接続している光ケーブルを地下配線化したものです。なお、この事業につきましては、事業主体である長野県の事業の推進状況によって繰越しをさせていただいたものです。私からは以上です。

○**委員長** ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。ありませんか。

○**平間正治委員** 87 ページ中ほどですが、基金積立金の中で、未来につなぐ医療確保基金の申請者は何名あったのか。

○**財政課長** 今、詳しい資料を持ち合わせていませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○**平間正治委員** 91 ページ下のほうに、行きがかり上お聞きしますが、庁内 DX 推進事業の中のドローン保険料 2 万 2,000 円、先ほどの 7 万 6,000 円ぐらいだったと思うのですが、これは保険内容の違いということだと思うのですが、これについては DX 推進事業の中ではどういうふうに使われているのか。

○**デジタル戦略課長** 詳しくは係長のほうから説明させますので、お願いいたします。

○**DX 推進係長** DX 推進係長の横山と申します。よろしくお願ひいたします。デジタル戦略課で運用しているドローンにつきましては、まず、最初の導入時につきましては、ICT 人材育成事業ということで、市内の子どもたち向けの ICT 教育のためにドローン教室を開催するなどとした目的で導入しております。現状では、主に災害対応、豪雨災害の際に災害が起きた場所の撮影等に使用しております。

○平間正治委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 89 ページをお願いします。上から2つ目のシティプロモーションの移住支援事業ですが、説明資料の中に27世帯69人の移住につながったとあります。これをもう少し詳しく内訳、どこの地区に何人とか、もし分かったらお願いしたいと思います。

○秘書広報課長 転入という形になりまして、こちらにつきましては北小野が7件、洗馬地区に7件、塩尻東地区に4件、片丘地区に3件、広丘と楢川が2件、その他1件ずつというような形になっております。

○赤羽誠治委員 人数は分かりますか。1件というのは1世帯という意味ですか。もし人数の内訳が分かったらお願いします。

○秘書広報課長 人数をまとめてありませんので、後ほど答弁させていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 93 ページのデジタルデバインド対策で40回講習を開いたとありますけれど、この実際の効果とか参加人数について。

○デジタル戦略課長 詳細につきましては、係長のほうから説明させます。

○情報システム係長 デジタルデバインド対策の効果、スマホ講座の効果につきましては、40回の講座を通して、なかなかスマホ活用等も進んでいない方がKADOの指導を受けました。具体的に言いますと、アプリの利用であったり、マイナポータルの関係ですとか、なかなか利用が進まない状況でありましたが、ここで細かく、講座で2人か3人に1人ぐらいのサポートをしているということで、身近に感じていただきまして、今利用が進んでいる状況かと思えます。

○小澤彰一委員 参加人数はどのくらいなのですか。

○デジタル戦略課長 参加人数は401名となります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 91 ページの上のほうの拠点Wi-Fi整備委託料に関してですけれど、このWi-Fi整備の整備計画とか、そういったものはあるのでしょうか。

○デジタル戦略課長 本会議のときにもお話をさせていただきましたけれども、現在のところ整備計画等は立てておりません。今後、希望があれば検討していくというような状況にしております。

○中村努委員 市民の皆さんから様々なWi-Fi整備についての御要望が来ておりますけれども、それは順次対応していただけるということで理解してよろしいですか。

○デジタル戦略課長 具体的な箇所等をお話いただきまして、その上で検討させていただいて、財源も必要になりますので、整備のほうは検討させていただきたいと思えます。

○中村努委員 よろしくをお願いします。あと1点、よく分からないことなのですが、大分塩尻市も大門を中心に5Gが入ってきて、環境が整ってきているように思えます。まだ北部のほうは5Gが来ていないのですけれども。たまたま昨日レザンホールで大会があって、中ホールで見たところ、なぜかレザンホールの中は3Gだったので。これは何か理由があるのですか。

○デジタル戦略課長 3Gになっている理由は、私のほうで把握できておりませんので、後ほど確認したいと思えますけれど、ホール自体は電波の制限をかける機能がついておりますので、外から電波を受けられない仕組み

みを導入していますので、それが効いている場合は、外の電波は一切入らないという形になっております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○山崎油美子委員 89 ページ、シティプロモーションの中の地域おこし協力隊員活動補助金というのがありますが、私の認識が間違っているか分からないですけれど、地域おこし協力隊は空き家対策のことに関わっているというような、私の認識ではそうなのですけれど、そうでしょうか。活動の内容を教えてくださいと思います。

○秘書広報課長 こちらの地域おこし協力隊員につきましては、委員おっしゃるとおり、檜川のほうでの空き家の関係ということで活動しておりまして、木曾平沢にあります日々別荘の関係になりますけれども、あちらのほうを活用した形で主に活動しているという状況です。

○山崎油美子委員 ありがとうございます。どこかで聞いたような気がするのですが、もう一度、協力隊員の人数というのは何人でしたか。

○秘書広報課長 私どもで今活動していただいているのは1名ということで、活動をお願いしております。

○山崎油美子委員 ありがとうございます。分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 行政DXの関係でお伺いしたいのですが、93 ページです。行政DX推進事業、丸印の最初のものになります。今マイナンバーカードでいろいろトラブルはあるにせよ、これからDXの関係、マイナンバーカードをベースにしたいろいろなサービスがどんどん広がってくるかと思うのですが、そういった形の市としての取組という形で、ここの予算化のところ、去年の項目ですと、特にそういった戦略的な取組のところは、ここには含まれていないのですが、こういった形で予算化されているのか、これから何をやるかということも一応ベースになると思うのですが、その辺、何か検討されていることがありましたらお聞かせください。

○デジタル戦略課長 委員から今御指摘いただきました部分につきましては、昨年度の決算になりますので、昨年度の決算につきましては、この事業の中では、先ほど説明させていただきましたけれども、市民のマイナポイントの申請の支援ということで、塩尻市振興公社に対して支援委託を行いまして、市民課の窓口等にKADOのワーカーに来ていただいて、マイナポイントの申請手続きをさせていただいたものとなっております。市民課の職員だけでは対応しきれないため、こちらのほうで費用を負担して支援をさせていただいたものとなっております。

また、マイナンバー関連の業務につきましては、国が制度の設計等を行っておりますので、それに準じた形で市のほうは対応していくということになっております。説明できるものは以上となります。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○財政課長 先ほど平間委員からお尋ねのありました未来につなぐ医療確保基金の利用実績と人数をお答えいたします。令和4年度実績で、2名の方に貸与しております。

○秘書広報課長 赤羽委員から先ほど御質問ありました地区の人数の関係になりますけれども、先ほど北小野、洗馬、東が多いところでありましたけれども、そこに絞ってお答えさせていただきます。北小野地区に16名、洗馬地区に21名、東地区に12名となっております。

○委員長 よろしいですか。

それでは引き続き、2款1項8目地域づくり振興費、92 ページから2款1項15目公平委員会費、109 ページまでの説明を求めます。

○地域づくり課長 それでは、決算書 92、93 ページ、2款総務費1項総務管理費8目地域づくり振興費、支出済額1億55万5,000円余をお願いいたします。備考欄、最初の白丸、地域づくり事務諸経費351万円余ですが、地域づくり課の事務処理に係る経費でして、会計年度任用職員の報酬が主なものです。

次の白丸、行政連絡諸経費4,595万円余ですが、3番目の黒ポツ、行政連絡委託料4,485万円余が主なものです。この委託料につきましては、区長66人分の行政連絡活動費及び広報の文書配布事務等に係る委託料です。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業1,846万円です。決算説明資料37ページ下段を併せて御覧ください。最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金、奈良井区ほか8件、次の黒ポツ、集会所改修事業補助金、高出五区ほか4件、次の黒ポツ、防犯カメラ設置費補助金、北熊井区ほか2件、コミュニティ助成事業補助金、芦ノ田区ほか4件についてそれぞれ交付したものです。なお、コミュニティ助成事業補助金の財源については、自治総合センター及び長野県市町村振興協会のコミュニティ助成金で、補助率は10分の10です。

次の白丸、防犯灯管理事業2,523万円余です。決算説明資料38ページ上段を併せて御覧ください。こちらは防犯灯設置改修補助金及び指定防犯灯電気料補助金について、それぞれ該当区に交付したものです。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業738万円余です。決算説明資料38ページ中段を併せて御覧ください。こちらは地域活性化プラットフォーム事業補助金で、地域が主体となって身近な地域課題を解決していくための事業に対し、補助率95%で200万円を上限に補助金を交付したものです。

続きまして、決算94ページから103ページまでが9目の支所費です。支所費につきましては、94ページの備考欄白丸、片丘支所管理運営費以下、支所ごとにお示しをしておりますが、各支所、ほぼ共通して支所の管理運営に係る経費を執行したものです。このうち、令和4年度の特筆すべき経費のみ説明をさせていただきます。

101ページ、檜川支所管理運営費ですが、103ページ下から3つ目の黒ポツ、旧檜川支所等除却工事2億5,000万円です。昨年6月に旧支所等除却工事の契約を締結し、着工したところではありますが、その後のJR東海との協議の結果として、JR側山留工事の工法変更を余儀なくされたことに伴い、契約期間の末尾が、当初契約時の令和5年3月24日から令和5年12月26日に延長となり、令和5年度に繰り越すこととなりました。よって、令和4年度は、市財務規則及び市公共工事中間前金払実施要綱の規定に基づき、上限とされる請負代金額の10分の6に当たる2億5,000万円を支出したものです。私からは以上です。

○市民課長 10目生活支援対策費をお願いいたします。備考欄1つ目の白丸、消費・生活支援対策事業は、消費生活相談、市民生活相談に係る事業となります。経費の主なものですが、1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員につきましては、塩尻市消費生活センターの消費生活相談員等の報酬です。また、4つ目の黒ポツ、法律相談等の謝礼ですが、年間を通して実施している弁護士による法律相談等の謝礼となります。7つ目の黒ポツ、消耗品費ですが、塩尻警察署との連携により、塩尻警察署に申込みのあった65歳以上の人の世帯に無料貸出しを行っている通話記録機能付きの特殊詐欺電話被害防止対策機器の購入費です。なお、消費生活相談員の人件費と特殊詐欺電話被害防止対策機器の購入費用の財源は、県の地方消費者行政活性化事業補助金で、補助率は10分の10となっております。

次の白丸、外国籍市民支援事業は、主に英語に対応した相談員と翻訳が可能な専用タブレットを活用した外国

籍市民の相談業務となります。経費は相談員の報酬が主なものとなりますが、相談員の報酬及び翻訳用タブレット端末のアプリの使用料等の財源として、補助率2分の1により、国の外国人受入環境整備交付金111万円余が交付されております。私からは以上です。

○**総務人事課長** 続きまして、11目職員厚生費をお願いいたします。職員健康管理・福利厚生費につきましては、職員の労働安全衛生及び健康保持増進のための各種健診、安全衛生管理事業等の実施に伴うものとなっております。健康診断の個人負担金とメンタルヘルス研修会に伴う県市町村共済組合からの助成金を受け入れております。本市では、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の企業等につきましては産業医を1名配置することとなっております。広丘吉田にあります今井医院の今井院長をお願いしておりますので、その報酬のほか、月2回実施しておりますメンタルヘルスカウンセリングの委託料、定期健康診断や各種がん検診の委託料、ストレスチェックに伴う委託料などとなっております。ストレスチェックにつきましては、決算説明資料の39ページにも記載をさせていただいておりますけれども、平成27年12月から年1回の実施が義務付けられておまして、受検者につきましては868人、高ストレス者は68人という状況でした。自身のストレスや体調への気づきを促すとともに、高ストレス者にはメンタルヘルスカウンセリングまたは産業医の面談を受ける旨の案内を優先的に行いまして、産業カウンセラーのカウンセリングを受けた職員につきましては24名おりました。なお、委託料につきましては、メンタルヘルスカウンセリングにつきましてはNPO法人長野県キャリア&カウンセリング研究会、循環器系検診、がん検診を長野県健康づくり事業団へ、ヘルスクリーニング健診をJA長野厚生連へ、ストレスチェックを長野県健康づくり事業団へそれぞれ委託しております。

続きまして、104、105ページ、12目職員研修費の一番上の白丸、人材育成事業ですけれども、事業の概要といたしましては、意欲的で能力と適性の高い人材獲得のための採用試験の実施ですとか、職員に必要な能力の開発、意欲向上のための各種研修の実施などを行っております。人材育成事業につきましては、決算説明資料の同じく39ページ中段にも記載させていただきますけれども、塩尻市役所経営理念のもと、これからの目指すべき職員像と、組織の目指すべき姿と方向性を示しました人材育成活用基本方針に基づきまして、職員の人事評価ですとか人員配置など、人材に関する情報を一元的に管理する人事DXの推進ですとか、民間企業と連携したDX人材育成プログラムの実施、コロナ禍においても学ぶ機会が失われないよう、各種オンライン研修への参加やeラーニング研修の充実を図ったほか、職員採用試験におきましては、エントリーから合否決定までをスマートフォンやパソコンで完結させる採用DXの実現、専門職に焦点を当てました採用プロモーション動画の作成により多彩な受験者の確保を図ってまいりました。事業の中ほど少し下にあります人事マネジメントシステム構築委託料ですけれども、こちらにつきましては、人材に関する情報を一元的に集約することで人材配置の最適化が実現できる環境を整備するためのシステム導入委託料となっております。この委託料につきましては、令和4年度限りとなっております。人材育成事業の説明は以上になります。

○**危機管理課長** それでは、13目防災防犯費をお願いいたします。104、105ページ中ほどの白丸、防災防犯諸経費の主なものについて御説明をいたします。上から1つ目の黒ボツ、防災会議委員報酬11人分、7万7,000円余につきましては、塩尻市防災会議の委員報酬になります。令和3年度につきましては、コロナのため防災会議は書面決議とさせていただいたため支出はありませんでしたが、令和4年度には5年に1回の塩尻市地域防災計画の見直しの年に当たりまして、計画内容を検討していただく必要があったため、会議2回を開催させていただいております。その3つ下の黒ボツ、消耗品費420万円余につきましては、防災備蓄用のアルファ米や水、毛

布のほか、塩尻市総合体育館の防災備蓄用物品、発電機、バルーン投光器、炊き出し器などですけれども、そのほか一般消耗品の購入費用になっております。その4つ下の黒ポツ、地域防災計画更新業務委託料 723 万円余につきましては、防災会議委員報酬でも御説明させていただいておりますが、5年に1回の地域防災計画の見直しと冊子印刷の委託料になります。その下の黒ポツ、防災ラジオ通信機器保守業務委託料につきましては、しおじりコミュニティ放送株式会社が運営するラジオ放送を通じてJアラートや緊急割込放送を行うために設置したケーブル等の通信機器の保守を行うための委託料となっております。その下の黒ポツ、被災者生活再建支援システム導入業務委託料 374 万円につきましては、大規模災害時において被災者情報、被災家屋情報等を一元管理し、罹災証明書の早期発行が可能なシステム導入の費用になります。これまで富士電機株式会社が提供していたシステムを導入しておりましたが、富士電機がシステムの保守サポートが困難になったとの理由で、システムの提供を終了することになったため、新たに、ほぼ同様の機能を持ったNTT東日本のシステムを導入するための費用です。なお、財源につきましては、緊急防災・減災事業債、起債の充当率 100%、交付税の算入率 70%を充てております。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業のうち最初の黒ポツ、消耗品費 414 万円余につきましては、移動系防災行政無線機用のバッテリー購入と市役所にある防災無線基地局の発電機用の蓄電池の購入が主なものです。106、107 ページ、上から4つ目の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料 1,551 万円は、デジタル同報系とデジタル移動系防災行政無線の保守点検の管理委託料になります。3つ下の黒ポツ、防災行政無線再免許申請業務委託料 61 万円余は、同報系と移動系の防災行政無線の5年に一度の免許更新のための申請業務委託料になります。その下の黒ポツ、気象観測装置再検定業務委託料 101 万円余は、市のホームページで雨量計のデータを公開しておりますが、このデータを計測している雨量計には5年に一度の検定が義務付けられておまして、今回、洗馬支所と北小野支所の雨量計の再検定が必要になりました。そちらの検定業務委託料になります。3つ下の黒ポツ、防犯カメラ設置工事 242 万円は、市内の消防団詰所 10 か所に設置した防犯カメラの設置工事費です。なお、財源につきましては、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の補助金で、事業費の3分の1、上限 25 万円となっております。その下の黒ポツ、執務室防災拠点化工事 381 万円余と備品購入費 753 万円余につきましては、危機管理課事務室の災害対応業務の効率化を図るための機器類購入の工事費と備品購入費用となります。近年、気候変動により自然災害が頻発化、激甚化してきており、災害対応への迅速化及び的確化が求められております。大規模災害を除くほとんどの災害対応への業務は、情報収集、各課との調整等を危機管理課の事務室で行っておりますが、多岐にわたる情報を集約、モニタリングするための大型モニタの設置等及び電子黒板V-CUBEの導入費用となっております。なお、財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充てております。私からは以上です。

○市民交流センター長 14 目市民交流センター費を説明いたします。決算説明資料は 15 ページと 40、41 ページを併せて御覧ください。107 ページ、備考欄2つ目の市民交流センター管理諸経費は、市民交流センターの施設管理に関する経費です。施設管理、駐車場管理などに係る経常経費、長期修繕計画に基づく修繕工事の費用、えんぱーく管理組合への施設管理分担金などです。新型コロナウイルスの影響で休館や席の縮小などの状況が続いたことから、年間利用者数は 50 万 203 人で、対前年比 99%でした。貸館利用状況につきましては、説明資料 15 ページに記載のあるとおりで、対前年比で貸館利用者数は 138.4%、貸館使用料は 132.2%と回復いたしました。

続きまして、108、109 ページ、次の市民交流センター交流企画事業は、各重点分野での交流を促進するためのイベント実施などに係る経費です。

次の白丸、協働のまちづくり推進事業は、市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための事業に関する経費です。まちづくりチャレンジ事業補助金は、申請採択件数が7件でした。うち新規の団体として3件の申請があり、トライアルの補助金を交付しました。講座、相談、交流会などでは、新型コロナ対策として一部をオンラインで行いました。

次の白丸、市民交流センター情報関連機器運用事業は、ホームページの運営、施設内のパソコンほか、ネットワーク機器に関する経費です。私からは以上です。

○監査委員事務局長 それでは続きまして、決算書 108、109 ページ、15 目公平委員会費、公平委員会運営事務諸経費をお願いいたします。決算説明資料は 41 ページの中段になりますので、併せて御覧ください。職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員の不利益な処分に関する審査請求はありませんでしたが、委員会開催の委員報酬等の費用となります。私からは以上です。

○委員長 それでは、ここで昼食休憩にしますので、午後1時15分から再開ということをお願いいたします。

午後0時13分 休憩

---

午後1時13分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中、2款1項8目地域づくり振興費から2款1項15目公平委員会費まで説明をいただいておりますので、質疑から入ります。委員の皆さんから質疑がありましたらお願いします。

○中村努委員 93 ページの防犯灯管理事業ですけれども、今のLED化率はどのようになっているかということと、恐らく区によって、進捗度に大分差があると理解していますけれども、その辺の状況。

それから、電気料補助ですけれども、地域のそれぞれの区が負担している全部の防犯灯の電気料に対して、ここに出てくる967万円余という補助の割合は何パーセントくらいカバーされているのかという、その点をお願いします。

○地域づくり課長 まず防犯灯のLED化率ですが、決算説明資料の38 ページの上段、防犯灯管理事業の中に、成果の一番下の行ですが、令和5年3月現在LED化率79.9%、前年度比8.0%増です。

電気料補助の割合につきましては、何パーセントということですが、おおむね100%に近い電気料の補助となっております。

○中村努委員 LEDにしたところの電気料は多分100%だと思うのです。していないところまで含めた全体の電気料に対して、どのくらいカバーされているか。

○地域づくり課長 LED化していないものに対しましても、現在、LED化分と同等の金額を補助しているということです。推測になりますが、LED化していないと、2倍から3倍近い電気料になっていると思いますので、恐らくそうだと、補助率が3割4割くらいということが推測されます。

○中村努委員 LED化率の進捗度が、それぞれの区によって違うというその原因、なかなかやり方が分からないのか、そもそも面倒だからやらないのか、その辺の分析というのはどうでしょうか。

○地域づくり課長 まず、LED化率の低い地区としましては広丘地区が上げられるのですが、そもそも防犯

灯の数が多いので、一度に全部LED化することが難しいということもありまして、順次行っている。ただ、広丘地区については、毎年、順次行っているので、全く滞っているということではありません。中村委員御指摘のとおり、一部の地区では、確かに申請がなかなか上がってきていないという区もあります。この辺の詳細については、一つ一つ把握しているわけではありませんが、なかなか実態として事務が大変だったりということは推察しています。

○中村努委員 なかなか区長が1年ずつ交代するとか、そういったことで、やり方が分からないまま過ぎているところもあるのだろうと推察します。

それから、今の補助の仕方ですと、恐らく実施した後に、それを持って補助申請をして、支給してもらうという形で、取りあえずは一旦支出をしないといけないということで、それだけまとまったものが、一時的にしろ用意できないというようなこともあって、それは前に聞いたのですけれども、計画さえ出せば、概算払いで事前にも補助金を頂けるといことも聞いていますので、その辺まで含め、LED化するための区でやるべきことというのを、しっかり区長たちと連携を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○地域づくり課長 御指摘の部分につきましては、LED化がなかなか進まない区長の実情等もお聞きする中で、こちらで対応できる部分については対応させていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小口直実委員 それでは、関連で質問させていただきます。LEDにせっかく替えたのだけれども、葉っぱが周りに生い茂ってしまって、光が当てられないというような状況のところ、私、幾つか見ているのですけれども、そういう場合には、区で対応するのですか。それとも、市のほうで対応してくれるのでしょうか。

○地域づくり課長 原則、防犯灯の管理につきましては区でお願いしているものです。ただし、木の生い茂っているものが公共用地等であれば、当然市のほうで対応しますし、それが個人のお宅の木ということであれば、区長または常会長のほうで、個人のお宅にそういう状況をお話しただいて、切っていただく等の対応をしていただくことになろうかと思えます。

○小口直実委員 分かりました。それと、もう1つ、LEDをどんどんと普及していくと、光害というのか、明るくなりすぎてしまって、いろいろなところに影響するというような問題が出てくるという人も、私の身の回りにもいるのですけれども、LEDは大丈夫ですか。

○地域づくり課長 LEDにつきましては、通行者の立場からすると、もう少しLED化をしてほしいとか、あるいは本数を増やしてほしいということもお聞きするのですが、例えば、そういった話を区長等にお話すると、我々生活している立場になると、夜明るすぎると、どうしても睡眠に支障を来すなど、やはり一定程度の暗さと言いますか、明るすぎるのも生活者にとっては考え物だということを区長からもお聞きしておりますので、その辺も含めまして、生活の妨げにならない程度に申請をいただいている状況かと承知しております。実際、光害というものに関して、人にどの程度影響があるのかどうかということまでは、私のほうからはお答えできかねます。申し訳ありません。

○小口直実委員 ありがとうございます。では、そこに住んでいる住民の方と相談しながら、話を聞きながら進めていくことが必要だということが分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○小松勝子委員 各支所の様子がこちらのほうにあったのですけれども、1点、櫛川支所のことについてお伺

いしたいと思います。檜川支所の中には、放課後児童教室というものが、そちらの会場で行われていると伺っているのですが、支所の方たちは業務が終わると、時間で、5時か5時半か、帰られた後は、児童教室の会計年度任用職員の先生が最終の施錠をして帰っていかれるということで聞いています。現状の施設管理体制と言いますか、責任体制というものが、どのようになっているのか教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○**檜川支所長** 檜川支所の状況ですが、放課後児童教室が終わったときに、支所の職員がいる場合は、支所の職員が責任を持って施錠、セキュリティをかけて退庁するようにしております。いない場合は、放課後児童教室の職員の皆さんに、責任を持ってセコムセキュリティをかけて施錠してお帰りいただいているという状況です。

○**小松勝子委員** 支所の方は大体先に帰られていることが多くて、放課後児童教室の会計年度任用職員の方が大体1人で最終施錠して帰っていくということを伺っているのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○**檜川支所長** 状況にもよるのですが、私が最終残っていることが一番多いです。私も用があたりして、先に退庁するようなことはあるのですが、そんなときは、最終施錠をして、セキュリティをかけて退庁いただいているということです。

○**小松勝子委員** 私が伺った話と全く違っていたので、驚いているところなのですが、では、大体いっちゃるといことなのですね。

○**委員長** 答弁は必要ですか。

○**中村努委員** 職員がいたり、いなかったりで対応が違うということは、これはあつてはいけない話ではないかと思うのです。要は、放課後児童教室の会計年度任用職員の上司は支所長ではないので、支所長が、その職員に対して施錠していくように指示命令するということは、僕にはできないと思います。もしそうであるなら、支所としての職員の方が必ず最後まで責任を持つ。あるいは、放課後児童教室なら、その組織というものをしっかりその場所に位置付けて、施設の管理者を置いて、その管理者の下で管理していくということが必要で、何かその辺、ほかのところと、地区センターなどと比べると、少し違うのではないかというふうに思います。ほかの地区センター等との管理の仕方と比較して、少し特殊ではないかという気がするのですが、課長はどう思いますか。

○**地域づくり課長** 放課後児童教室に関しては、確かに檜川支所特有のものだと承知はしておりますが、その辺に関しましては、今そういった課題を承知しましたので、教育総務課等とも協議をして、そういった問題で改善できる部分は改善してまいりたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 107 ページの市民交流センター管理諸経費の関係で、決算説明資料の中に、自立・分散型エネルギー設備導入に係る財源の確保を図るため、国に補助金申請を行いましたとあるが、このエネルギー設備というのは、どんな設備でしょうか。

○**市民交流センター長** 主に3つあります。1つは、市民交流センター内の照明のLED化による電力使用料の削減。2つ目が、空調設備の更新に伴いまして、高効率のエアコンに替えることによる電力使用料の削減。3つ目といたしまして、屋上に太陽光発電設備を設置し、蓄電設備を併せて整備することにより、自然エネルギーの導入を図るといふ、これが主な内容です。

○**古畑秀夫委員** 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、次に進みます。

次に、2款2項1目税務総務費から2款6項1目監査委員費まで、110 ページから 123 ページまでの説明を求めます。

○税務課長 決算書 110、111 ページを御覧ください。私からは、2款総務費2項徴税费2目賦課徴収費のうち、例年に比べて特に増減の多いものについて御説明させていただきます。なお、決算説明資料は 41 ページの下段となります。

備考欄2つ目の白丸、賦課事務諸経費ですが、税務課の課税事務に係る事務的経費です。このうち、前年度に比べて増減額が大きかったものとしたしましては、一番下の2つの黒ポツ、市税還付金が 3,429 万円余、その下の黒ポツ、市税還付加算金が 388 万円余の増となっております。これは、令和3年度に、県内法人の持つ建物5棟の評価額について、固定資産評価審査委員会に審議申出がありまして、改めて調査した結果、評価の一部に疑義があったため評価額を修正し、それぞれ過去に遡って還付金及び還付加算金を支払ったものによるものです。なお、こちらにつきましては、令和4年度の6月議会にて増額補正いたしました。私からは以上です。

○債権管理課長 続きましては、私からは次の白丸、徴収事務諸経費について御説明いたします。併せて、決算説明資料 42 ページも御覧ください。徴収事務諸経費では、公平納税の推進と自主財源確保のため、市税等の収納管理と滞納整理に関する経費を支出し、納期内納税の推進と滞納処分強化に努めました。滞納繰越額を 823 万円余縮減し、現年度と滞納繰越分を合わせた市税の収納率は 98.66%で、過去最高の実績となりました。

次に、決算書の 112、113 ページを御覧ください。主な経費の内容としまして、中ほど、地方税共通納税QRコード対応システム改修委託料は、市税の収納に当たって、地方税共通納税システムを利用した固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割の電子納付拡大のためのシステム改修委託料です。軽自動車OSS・JNKS対応システム改修委託料は、令和5年1月から全国一斉稼働した軽自動車税関係手続の電子化に対応するためのシステム改修委託料です。OSSは新車購入時の申請をインターネットででき、JNKSは車検時の納税情報の確認がオンラインで可能となります。下のほうの地方税滞納整理機構負担金は、大口困難案件の滞納整理を専門的に行う長野県地方税滞納整理機構へ滞納事案を移管して徴収するもので、その負担金として支出いたしました。滞納整理機構による徴収実績は、国保税を含めた移管額が 5,357 万円余であったのに対し、徴収額は 2,149 万円余で、収納率は 40.12%となり、大口困難案件の徴収としては高い収納率となりました。私からは以上です。

○市民課長 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費について説明いたします。決算説明資料 43 ページを併せて御覧ください。2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費は、戸籍住民基本台帳及びマイナンバーカードの交付に係る関連事務の経費となり、主に会計年度任用職員の報酬、事務に係るシステムの保守委託料や使用料、制度改正に伴うシステム改修委託料などとなっております。

令和4年度の特筆したものだけについて御説明してまいります。上から1番目から3番目と5番目の黒ポツ、会計年度任用職員に係る経費のうち、マイナンバーカードの交付事務及びマイナポイントの申込みの支援に要する会計年度任用職員の人件費には、国の個人番号カード交付事務費補助金及びマイナポイント事業補助金が、補助率10分の10で交付されているものです。11番目の黒ポツ、戸籍システム改修委託料 642 万円余は、戸籍法の改正により、住民の利便性が向上する事務のためにシステムを改修したものでして、今後、マイナンバー制度の中で、戸籍の広域交付また戸籍等の書類の添付が必要なくなる等の事務に伴うシステムの改修費となっております。

して、この財源は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が、補助率10分の10で交付されているものです。114、115ページをお願いいたします。115ページの上から7番目の備品購入費687万6,000円余ですが、オフィス改革に伴いまして、1階にある市民課、税務課等のロッカーの通路側の窓口のカウンター、椅子等を交換したものです。市民のプライバシーを考慮し、また、市民との対応がよりスムーズに行えるよう実施したもので、その財源は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金が、交付率2分の1で交付されているものです。

このほか、戸籍住民基本台帳事務諸経費に係る補助金、委託料ですが、自衛官募集事務委託料、中長期在留住居地届出等事務委託料、人口動態調査事務委託料等についても交付されているものです。

次の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の繰越分ですが、令和3年度からの戸籍法の一部改正に伴う戸籍システムの改修及び住民基本台帳法の一部改正に伴う住基システムの改修費で、それぞれ国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、補助率10分の10の補助金が交付されているものです。私からは以上です。

**○選挙管理委員会事務局長** 私からは、4項選挙費について御説明させていただきます。決算説明資料は43ページ下段からとなりますので、併せて御覧いただきたいと思います。4項選挙費1目選挙管理委員会費、備考欄2つ目の白丸、委員会運営等事務費ですが、選挙管理委員会の運営に係る通常経費で、主には、毎月開催する定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の委員報酬です。

次に、2目選挙啓発費、備考欄白丸、選挙啓発事務費につきましては、若年層への選挙への関心を高めるための啓発に係る費用として、主には、小中学生を対象に明るい選挙啓発ポスターを募集した際の記念品代、また、18歳となった新有権者に投票を促すため、バースデーカードと蛍光ペンを送るなどの啓発活動を行った費用です。なお、事業としては令和5年度になりますが、明るい選挙啓発ポスター優秀作品につきましては、市議会議員選挙の選挙候補の裏面に掲載いたしまして配布しております。

続きまして、3目参議院議員選挙費につきましては、117ページ備考欄1つ目の白丸、選挙事務諸経費ですが、これは令和4年7月10日に執行されました参議院議員通常選挙の執行経費です。主には、投票管理者等報酬、会計年度任用職員報酬、消耗品費、入場券発送のための郵便料、ポスター掲示場委託料、期日前投票及び当日投票システムの設定保守などを行う投票管理システム運営委託料です。

続きまして、4目県知事選挙費につきましては、備考欄2つ目の白丸、選挙事務諸経費ですが、これは令和4年8月7日に執行されました長野県知事選挙の執行経費です。主には、投票管理者等報酬、会計年度任用職員報酬、郵便料、ポスター掲示場設置委託料、投票管理システム運営委託料、119ページの備品購入費です。備品につきましては、投票用紙の自動交付機と投票用紙の読取分類機で使用するパソコンを購入しております。

続きまして、5目県議会議員選挙費につきましては、備考欄2つ目の白丸、選挙事務諸経費ですが、これは令和5年4月9日に執行されました長野県議会議員一般選挙の執行経費です。選挙の執行は令和5年度ですが、令和4年度中から選挙の執行準備に取りかかるためのもので、主には、郵便料、ポスター掲示場設置委託料、投票管理システム運営委託料、備品購入費です。備品につきましては、投票用紙の自動交付機と投票用紙読取分類機の増設ユニットを購入しております。

続きまして、6目市長選挙費につきましては、備考欄2つ目の白丸、選挙事務諸経費ですが、これは令和4年9月25日に執行されました塩尻市市長選挙の執行経費です。主には、投票管理者等報酬、会計年度任用職員報酬、選挙広報等印刷のための印刷製本費、それから郵便料、ポスター掲示場設置委託料、投票管理システム運営委託料、選挙運動公営費負担金です。

120、121 ページ、7 目市議会議員選挙費につきましては、備考欄 2 つ目の白丸、選挙事務諸経費ですが、これは令和 4 年 9 月 25 日に執行されました塩尻市議会議員補欠選挙の執行経費です。主には、印刷製本費、ポスター掲示場設置委託料、選挙運動公営費負担金です。

なお、参議院選挙、県知事選挙、県議会議員選挙の経費につきましては、国、県が負担する経費でありまして、県を通じて市に委託金として交付されるものです。私からは以上です。

○**監査委員事務局長** 続きまして、決算書 122、123 ページ、6 項監査委員費 1 目監査委員費、備考欄 2 つ目の白丸、監査事務諸経費です。決算説明資料は 45 ページの下段になりますので、併せて御覧ください。地方自治法に定められている地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の監査等を行う職務に必要な経費でして、主には、監査委員報酬及び会計年度任用職員報酬です。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 113 ページの地方税滞納整理機構負担金ですが、この負担金の金額というのはどのようにして決まっているのでしょうか。

○**債権管理課長** 負担金の内訳ですけれども、基本の負担金が 5 万円。あと、件数割というのがありまして、1 件 10 万円で 30 件。それから、徴収実績割というのがあります。これは、前々年度の実績の 10%ということで、負担金の内訳は計算しております。あと、負担割合ですが、一般会計では債権管理課から約 60%、市民課の国民健康保険事業特別会計から 39%ということで、一般会計分が約 300 万円ということになっております。

○**中村努委員** 件数当たりのカウントですけれども、これは単年度当たりになりますか。例えば、1 件の滞納整理をお願いして、1 年で終わらずに 2 年、3 年になった場合、それぞれ 1 年ずつの単位になるのか、3 年通じて 1 になるのか、その辺はどうでしょうか。

○**債権管理課長** 今の御質問は件数割についてですか。これは、1 件当たり、移管するごとに 10 万円ということで、令和 4 年度は 30 件移管しておりますので、金額には関係なく、1 件 10 万円の 30 件を機構に移管したということになっております。

○**中村努委員** そういうことで、要は、一旦移管しますよね。単年度でそれが終わりませんでした。翌年度はさらに加わるのか、継続するのかという話。

○**債権管理課長** 単年度ごとです。継続して移管した場合でも、1 年間に 1 件 10 万円ということで計算しております。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、6 項監査委員費までの質疑を終了いたします。

次に、3 款民生費の審査を行います。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 122 ページから 3 款 1 項 2 目障害者福祉費 133 ページまでの説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、決算書、歳出の 124、125 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費になります。また、決算説明資料は 46 ページからとなりますので、併せて御覧ください。備考欄の最初の白丸、地域福祉推進事業ですが、地域の福祉活動を推進するための事業補助金が主なものとなります。上から 4 つ目の黒ボツ、地域福祉計画策定業務委託料につきましては、現在策定中の第四次地域福祉計画策定業務の委託料になります。次の黒ボツ、地域福祉協働推進補助金以降の補助金につきましては、塩尻市社会福祉協議会が実施する住

民主体の地域福祉の活動、ボランティア活動、地域の自主グループの活動等の支援や人材育成を行うための事業に対して補助金を交付したのとなっております。

次の白丸、民生委員等活動推進費ですが、民生児童委員 159 人分の福祉委員の報酬及び活動費を支払ったものです。

次の白丸、福祉団体等活動推進費ですが、主に福祉団体の活動に対する補助金であります。上から 7 つ目の黒ポツ、檜川外出支援事業補助金につきましては、檜川地区の高齢者や障がい者、公共交通機関の利用が困難な方に有償運送事業で交通支援をしております N P O 法人ビレッジならかわに補助金を支給したのとなっております。

次の白丸、ふれあいセンター洗馬運営費、次の白丸、ふれあいセンター広丘運営費、次の白丸、ふれあいセンター東部運営費ですが、いずれも、ふれあいセンターの送迎バスの維持費、リース料及び指定管理者である市社会福祉協議会に対し指定管理料を支払ったものとなります。

126、127 ページ、最初の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費ですが、最初の黒ポツ、営繕修繕料は、ふれあいセンター 3 か所の W i - F i 環境整備等の修繕費であります。上から 6 つ目の黒ポツ、工事請負費は、ふれあいセンター東部のいきいき健康ホール照明 L E D 化工事とふれあいセンター洗馬の気中開閉器更新工事になります。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業ですが、生活困窮者の相談窓口、生活就労支援センターまいさぼ塩尻を市社会福祉協議会に業務を委託して、生活の自立に向けた相談支援等を行ったものです。1 つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料につきましては、生活改善、家計を見直すことによる早期の生活再建を目指す支援を実施いたしました。次の黒ポツ、就労準備支援事業負担金は、生活困窮者及び被保護者のうち、直ちに一般就労に就くことが難しい方に対して、就労に向け必要な生活習慣の形成等の支援を行いました。次の黒ポツ、住居確保給付費は、主たる生計維持者の離職、廃業により経済的に困窮した方、または、住居を喪失するおそれがある方を対象に、賃貸住宅の賃貸人や不動産事業者等へ家賃相当額を支給するものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方も対象となっており、利用者は 34 件となっております。次の黒ポツ、一時生活支援事業扶助費は、住居のない困窮者に対し、一定期間の宿泊場所を提供する支援を行ったものです。次の黒ポツ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルスの影響により生活に困窮する世帯に対し、緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯 24 世帯に支給したものです。

次の白丸、戦没者追悼事業ですが、昨年 11 月 16 日にレザンホールで举行了市戦没者追悼式の事業費になります。

次の白丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業（繰越）から、129 ページの上から 4 つ目の白丸、福祉灯油等支援金給付事業までです。また、決算説明資料は 47 ページとなりますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。新型コロナウイルス感染症の影響により、電力、ガス、食料品等の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対し、生活の安定を図る支援として、国、県、市において、それぞれ給付金を迅速かつ誤りなく給付いたしました。なお、財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等です。

それでは、詳細を申し上げます。127 ページの上から 4 つ目の白丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付

事業（繰越）、昨年度からの繰越事業になります。国の給付金です。こちらは、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を666世帯に給付いたしました。

次の白丸、塩尻市生活困窮世帯臨時特別給付金給付事業は、市独自の施策として、住民税非課税世帯に加え、住民税所得割非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を6,155世帯に給付いたしました。

次の白丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、国の給付金になります。こちらは、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を671世帯に給付いたしました。

129 ページ、最初の白丸、住民税非課税世帯等物価高騰対策特別給付金給付事業、国の給付金です。こちらは、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を4,905世帯に給付いたしました。

次の白丸、生活困窮世帯緊急支援金給付事業、県の給付金になります。こちらは、住民税所得割非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を1,252世帯に給付いたしました。

次の白丸、住民税非課税世帯等緊急支援金給付事業は、市独自の施策として、国、県対象外の被扶養世帯に対し、1世帯当たりそれぞれ国の5万円、県の3万円を297世帯に給付いたしました。

次の白丸、福祉灯油等支援金給付事業は、市独自の施策として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり1万円を5,145世帯に給付いたしました。

次に、2目障害者福祉費になります。一番下の白丸、障害者福祉事務諸経費ですが、130、131 ページをお開きください。また、決算説明資料は47 ページからとなりますので、併せて御覧ください。上から7番目の黒ポツ、障害福祉システム使用料につきましては、サービスの提供の事業者からの請求内容を審査するシステムの使用料となっております。その2つ下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金は、障害システムの利用負担金となっております。

次の白丸、障害者生活支援事業につきましては、在宅生活を送る障がい者の地域での安定した生活を支援するものとなっております。上から5つ目の黒ポツ、物価高騰等緊急対策支援金は、市内の障害福祉サービス事業所等に対し、原油価格や物価高騰等の影響による経済的な負担の軽減を図るため、支援金の交付を行いました。

次の白丸、障害者福祉サービス事業につきましては、障害福祉サービス利用料の支給決定や給付費を支給する事業となっております。上から4つ目の黒ポツ、障害者等補装具給付費は、車椅子、補聴器、下肢装具などの購入や修理に必要な費用を給付したものです。次の黒ポツ、障害福祉サービス給付費は、医療計画に基づき支給決定を行いましたサービス利用に対し、給付をしたものです。なお、補装具給付費、障害福祉サービス給付費ともに、財源につきましては、国庫負担金が2分の1、県費負担金が4分の1です。

次の白丸、障害児入所給付事業につきましては、専門的な療育や訓練が必要な児童の発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に対し、給付をしたものとなります。なお、財源につきましては、国庫負担金が2分の1、県費負担金が4分の1です。

次の白丸、地域生活支援事業につきましては、法に基づく市町村実施事業となっております。手話通訳等の派遣、障がい者総合相談支援センターの設置、余暇活動の支援、日常生活用具の給付などを行っております。下から3つ目の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援等の利用者に対し、給付をしたものとなります。次の黒ポツ、障害者等日常生活用具給付費は、日常生活上の困難を改善し、自立の支援と社会参加を促進するため、ストマ装具、入浴補助用具、情報意思疎通支援用具などを給付したものです。なお、地域生活支援事業給付費、障害者等日常生活用具給付費ともに、財源につきましては、国庫負担金

が2分の1、県費負担金が4分の1です。

132、133 ページ、最初の白丸、自立支援医療給付事業につきましては、生活の自立を目的に、心身の障がい除去、軽減するための医療を受けた方に対し、医療費の自己負担額を軽減するための給付となっております。対象となる方につきましては、上から5つ目の黒ポツ、更生医療給付費は身体障害者手帳の交付を受けている方に、次の黒ポツ、育成医療給付費は児童福祉法に規定された18歳未満の障がい児に、次の黒ポツ、療養介護医療費は医療機関が行う療養介護を利用されている障がい者で、常時介護が必要な方となっております。なお、医療給付費の財源につきましては、国庫負担金が2分の1、県費負担金が4分の1です。

次の白丸、障害者援護事業につきましては、心身に重度の障がいがある人に対する国の手当等を支給したものです。上から4つ目の黒ポツ、重度心身障害者福祉年金は、市の制度として、重度の障がいのある20歳未満の方に対して月額4,000円を、20歳以上の方に月額3,000円の年金を支給したのようになっております。次の黒ポツ、特定疾患見舞金は、難病等の特定疾患のある方に対し、1人当たり1万円の見舞金を支給したのとなります。以上となります。

○委員長 一旦、休憩を入れたいと思います。2時15分から再開ということで、よろしくお願いします。

午後2時05分 休憩

---

午後2時15分 再開

○委員長 それでは、時間になりますので始めたいと思います。牧野委員については、若干所用があるので遅れるということです。

それでは、3款民生費の質疑から始めます。委員の皆さんからありましたら。

○中村努委員 社会福祉総務費の様々な給付金の関係、全体を通しての話になるのですが、決算説明資料の47ページに成果が出ていて、生活困窮世帯、子育て世帯、それぞれ延べの世帯とか人数が出されていますけれど、塩尻市は約2万8,000世帯あるのですが、実際に1回でも給付を受けた方の実数は出していないですか。

○福祉課長 去年もずっと給付金を出していたという状況なものですから、本当は、今委員の言われるようにできればいいのですが、なかなか実数までは出していない状況です。

○中村努委員 あまり感覚的なことを聞いて申し訳ないのですが、大体、全世帯の何割ぐらいの方が何らかの給付金を受けたというように捉えていらっしゃいますか。

○福祉課長 この後、まだ子育ての関係とか、ひとり親の部分も家庭支援課からも出てくるものですから、私たちの非課税の部分については、5,000世帯、6,000世帯ということですので、いろいろな部分もあるものから、足すと何とも言えないのですが、2割程度ということです。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

なければ、2目障害者福祉費までの質疑を終了いたします。

次に、3款1項3目老人福祉費、132ページから3款1項8目後期高齢者医療運営費、139ページまでの説明を求めます。

○長寿課担当課長 続きまして、3目老人福祉費になります。備考欄2つ目の老人福祉施設費につきましては、松塩安筑老人福祉施設組合の養護老人ホーム温心寮と松塩筑木曾老人福祉施設組合の特別養護老人ホーム桔梗荘

の公債費負担金になります。

その下の白丸、高齢者等生活支援事業は、低所得世帯の独り暮らしや介護認定を持つ等の支援の必要な高齢者を対象に、様々な生活支援を行ったものです。決算説明資料は 48 ページを併せて御覧ください。上から 12 番目の黒ポツ、成年後見制度中核機関委託料及び一番下の黒ポツ、成年後見支援センター事業補助金は、成年後見制度利用促進のための支出となります。成年後見制度中核機関を塩尻市に設置し、制度の啓発、利用者の相談支援、利用手続の支援の充実、後見人の育成支援、地域連携ネットワーク体制整備に取り組みました。市民後見人の支援を行ったため、活動できる人が 2 人になりました。また、市民後見人養成講座の受講者が後見人支援員として活動できるよう、フォローアップ研修を開催しました。中ほどの黒ポツ、口腔ケア推進事業委託料は、訪問歯科健診を行うため、塩筑歯科医師会への委託料となります。財源は、後期高齢者医療低栄養重症化予防事業負担金、負担率 10 分の 10 です。下から 4 つ目の黒ポツ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金は、高齢者の自立支援のための住宅改修に係る 8 件分の経費になります。財源は、県の高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金、補助率 2 分の 1 です。下から 2 つ目の黒ポツ、低所得者事業利用補助金は、社会福祉法人等が要支援、要介護の住民税非課税世帯で一定の要件を満たす世帯を対象に、施設入所費及び在宅介護費の利用者負担の一部を軽減することに対する補助金となります。事業者に対し、市は、事業者が本来受領すべき利用者負担の収入の 1 % を超えた分の 2 分の 1 を補助するものです。財源は、県の介護保険事業費補助金で、補助率 4 分の 3 です。決算書 134、135 ページ、一番上の物価高騰等緊急対策支援金は、原油価格、物価高騰の影響を受けた市内福祉サービス事業所の経済的な負担を軽減するため、支援金を支出したものです。

次の白丸、高齢者生きがいづくり事業は、高齢者の生きがいづくりと地域活動の促進を図るため、主に老人クラブへの活動助成等に係る事業補助金になります。市友愛クラブへの補助と単位クラブ 23 団体に対する補助となります。財源は、県からの老人クラブ活動助成補助金、補助率 3 分の 2 です。

次の白丸、老人福祉施設措置費は、主に養護老人ホームの措置費になります。令和 4 年度は、5 つの施設で延べ 27 人の利用がありました。財源は、養護老人施設入所者負担金及び養護老人施設扶養義務者負担金となります。

次の白丸、家庭介護者支援事業は、主に年間 180 日以上在宅介護をしている家族に対し、要介護 3 の方で 4 万円、要介護 4 と 5 の方は 8 万円の家庭介護者慰労金を支給したものです。

その下の白丸、長寿祝賀事業は、100 歳になる方へのお祝い金等や敬老行事の補助となります。決算説明資料は 49 ページを併せて御覧ください。対象者につきましては、最高齢の男女各 1 名及び年度内に 100 歳になられる方のうち、御希望する方に訪問をしたものです。

その下の老人福祉センター運営費は、北小野老人福祉センターの施設の維持管理及び事業運営に係る経費、老人福祉センター百寿荘と田川の郷の運営費補助金となります。私からは以上です。

**○福祉課長** 続きまして、136、137 ページ、4 目福祉医療費、決算説明資料は 49 ページとなります。白丸、福祉医療費給付金事業の一番下の黒ポツ、福祉医療費給付金は、乳幼児から高校生卒業までの子ども及び障がいのある人やひとり親家庭の母子家庭等に対しまして、安定した生活を支援するために、医療費の自己負担分の軽減を図っております。なお、財源は、県費補助対象分につきましては 2 分の 1 です。以上になります。

**○長寿課長** 続いて、5 目介護保険事務費、2 つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金ですが、備考欄に記載のそれぞれの繰出金は各事業に対する法定割合により市の負担分を介護保険特別会計へ繰り出しを行ったもの

です。詳細につきましては、介護保険事業特別会計で御説明をいたします。私からは以上です。

○**福祉課長** 続きまして、6目保健福祉センター管理費、白丸、保健福祉センター管理諸経費につきましては、保健福祉センターの施設管理に必要な費用を支出したものとなっております。138、139 ページ、一番上の黒ポツ、環境整備委託料は、保健福祉センターの敷地内の花壇の除草等を、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に沿って障害者就労支援施設等に委託して実施したものとなっております。上から5つ目の黒ポツ、備品購入費につきましては、昨年8月に実施しました福祉課のオフィス改革に伴うデスク等の備品の購入費になります。以上となります。

○**市民課長** 続きまして、7目国民健康保険総務費、備考欄2つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置に係る保険基盤安定負担金繰出金の保険税軽減分、並びに減額対象被保険者数に応じた保険者支援分をはじめ、事務費などに係る経費について、合計で4億2,842万円余を国民健康保険事業特別会計へ繰り出したものです。なお、低所得者の国保税軽減措置に係る繰出金の財源として、県から保険基盤安定等繰出金のうち保険税軽減分の4分の3と、保険者支援分及び未就学児均等割軽減分の4分の1に当たる額が、国からは保険者支援分及び未就学児均等割軽減分の2分の1に当たる額が、国民健康保険基盤安定負担金として交付されております。

続きまして、8目後期高齢者医療運営費、備考欄1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、長野県後期高齢者医療広域連合の事務費と医療費に係る当市の負担金となります。

次の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、低所得者の保険料軽減分と事務費を後期高齢者医療事務特別会計へ繰り出したものです。なお、このうち、低所得者の保険料軽減措置に係る繰出金の財源として、保険料軽減分の4分の3に当たる額が、県から後期高齢者医療基盤安定負担金として交付されております。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ここまでの範囲で質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**小松勝子委員** 135 ページの家庭介護支援事業のところには要介護者家庭介護慰労金というものが載っていましたが、これは仕方がないことかもしれないですし、なかなか難しいことかもしれないのですが、基準日があって、基準日を中心に基準日までの半年か基準日以降の半年という方たちが対象になるということでお話を伺いました。実は私も母を介護したのですが、うちの場合は基準日を挟んで前後合わせて半年間、それは対象にはならないということで、何となく不公平感がありました。介護は始まるのも終わるのも突然なものですから、基準日を選んで介護が始まるというものではないのですけれども、その辺のところを、私、何となくすっきりしないものがまだ残っているので、もし何か改善できる余地があるのであれば、何かしていただけたらと。そういう方たちも、きっとほかにもいらっしゃるのではないかとこのことを感じたのですけれども、いかがなものでしょうか。

○**委員長** 質問でよろしいですか。

○**長寿課担当課長** 基準日につきましては、長年11月1日という日にちを基準にしておりまして、その前の1年間の間に180日以上、在宅で介護をしていた方を対象としているもので、長く実施をしているところではあります。委員がおっしゃるような、介護がいつ始まるか、いつ終わるかというところは誰にも分からないところではあるのですけれども、御意見として、今、御要望でお伺いしたので、検討できるかについては、また研究をしてみたいと思います。

○小松勝子委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 135 ページの高齢者世帯等タクシー利用料金助成金ですけれども、決算説明資料で利用枚数が 8,764 枚というように出ていますけれども、これは、交付枚数はどのぐらいになるのでしょうか。

○長寿課担当課長 令和 4 年度の交付枚数につきましては、1 万 2,905 枚となっております。

○中村努委員 そうすると、使われなかった方が結構な枚数が残っているという理解です。その一方で、高齢者と若い障がい者だけの世帯というのがあるのですが、高齢者の単独世帯でもないし、身体障がい者の単独世帯でもないということで、なかなかこの輸送サービスを利用できないという方の話を聞いたことがあります。そういうことであれば、多分、そういう世帯というのは特殊な世帯なのかという気がしますが、その辺、もう少し基準というのは柔軟にできないものかどうか、いかがでしょうか。

○長寿課担当課長 委員がおっしゃるように、世帯構成についてはそれぞれだとは思いますが、ただいま御説明したところは、高齢者の世帯タクシーについてになりますので、障がいの部分と共に検討ができるか、こちらも研究をしてみたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 133 ページの下のほうなのですが、訪問理美容師派遣事業委託料で 48 人の方が受けられたということなのですが、この対象となる範囲と、対象となる範囲内には何人の方がいらっしゃるのか。

○長寿課担当課長 訪問理美容の対象者については、在宅で介護を受けている要介護認定 3、4、5 の方になります。昨年度、申請いただいている方につきましては 48 件ということになりまして、課税世帯の方は御自分で負担していただく金額が 1 回 2,000 円で、非課税世帯の方が 1 回 1,000 円ということで、合わせた人数の方が 48 件ということになりまして、介護認定をお持ちの方であっても、一部の方になっているというところです。

○平間正治委員 必要とする方々というのは、もっといらっしゃると思うのです。実際は 48 人だけで。もう少し PR とか、周知をしっかりとされたほうがいいのかと思うのですが、今、どういう方法で周知されているのでしょうか。

○長寿課担当課長 現在の PR につきましては、介護認定のある方なので、ケアマネジャーにこのサービスについての周知をしているということと、福祉サービス全般のお知らせとしては、民生委員にもお知らせをしているところです。あとは、ホームページへの記載とか、そのような形です。

○平間正治委員 単純に思うのですが、必要とされる方はもっとおられると思うわけですし、こちら辺のところであらゆる我慢をされるということも、少し切ないものがあるかと思しますので、しっかり対応できるようなことを、周知を含め、お願いをしたいと思います。

それと、その下の口腔ケア推進事業委託料なのですが、これは塩筑歯科医師会への委託ということで、これも 20 回、延べでは 85 人になるのですが 20 回ということで、これも対象となる範囲は同じということでしょうか。

○長寿課長 こちらの対象につきましては、在宅で介護を必要とするおおむね 65 歳以上の方と、あと、身体障害者手帳が交付されている方など、通院ができなくて寝たきりですとか、そういった形で通院ができないような方を対象に、高齢者の訪問歯科健診を行っております。

○平間正治委員 これは、介護度には関係なしということでしょうか。

○長寿課長 特に介護度があるないということは関係なく、対象としております。

○平間正治委員 これも推測ですけれども、必要とされる方もかなりいるかと思うのです。それを塩筑歯科医師会なりをお願いしたときには、希望をされる全員の方に対応はしていただけるということなのでしょうか。

○長寿課長 半日を1回として、年間20回の訪問日を設けて、1回大体4人ぐらいずつを対象に回れるような形をお願いしているのですけれども、申請をしていただいて、この方を対象にしますということで医師をお願いしているところです。

○平間正治委員 申請をされた方を対象にということで、一応20回という枠はあるということですね。分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 137ページの老人福祉センターの関係ですけれども、重油調査処理委託料ですが、議会の構成も変わって、どういう問題でどこへ向かっているのかということ、改めて復習の意味を込めて、教えていただきたいと思います。

○長寿課担当課長 老人福祉センターは、今、建物自体はないのですけれども、その建物があったときの平成22年4月に、老人福祉センターの女子トイレ内で重油漏れが確認されたというところがありまして、みどり湖へ重油が流れていったということもあって、検査をずっとしていたというものです。年度がはっきりしないのですけれども、平成30年ぐらいに老人福祉センターは撤去をしまして、その建物を撤去したときにも、先ほど言った重油が漏れた場所についても確認をしたところ、そこにはたくさんの油があつて困るほどの状況ではなかったということを聞いております。それで、ずっと検査は続けていたのですけれども、検査地点の数も少しずつ少なくして検査をしていましたけれども、重油が漏れたということで水に油の膜があつたり、油の臭いがあつたりというのは、人の感覚で確認できることはあるのですけれども、どんな油が混ざっていたかということ、機械的に検査するTRH濃度の検査をする中では、最近ではあまり検査値として高い数値が出ている状況ではないということです。長く10年ほど検査をしていたものですから、令和3年度ぐらいに、建物があったのが塩尻東地区でありましたので、検査の終了について区長会などに説明に上がったところ、区長会などは特に御説明のときには御意見を頂かなかつたのですけれども、土地改良区の皆さん方からは検査についての御要望があつて、昨年度も検査をしております、土地改良区の方からは検査を続けてほしいという御要望を頂いているところです。

○中村努委員 経過は分かりました。それで、この決算で出てくる調査委託料の結果では、どのような結果が出ているのでしょうか。

○長寿課担当課長 令和4年度の検査としましては、先ほどの油の種類が分かる検査のところにつきましては、ほとんど出ていないところでありまして、目で見て油の膜があるかとか、臭いを嗅いで油の臭いがあるかということについては、あつたりなかつたりという状況です。

○中村努委員 そうすると、土地改良区の皆さんがもう大丈夫と言うまで、この検査というのは、市としては続けていくということによろしいですか。

○長寿課担当課長 土地改良区の皆さんとは、昨年度も会議を設けていただいておまして、検査の結果、とても検査値が悪くなっているところではないのですけれども、油の臭いがあつたりとか、そういうところについてはとても御心配をされております。一応、今後3年間については検査をして、報告も併せて年に1回は報告し

ていくというところでは御了解をいただいております、そこで、3年間の結果で今後の検査はどうするかというの併せて相談をしていくこととしております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○上條元康委員 特養の今の入居率を教えてくださいたいのですが。

○長寿課長 入居率と言いますと、施設の特養ですと、待機者としましては、今 61 人待っている方がいらっしゃいます。塩尻市に所在があります特養は、塩尻市の方が全て入れるということではなくて広域型でありますので、385 床、塩尻市にある施設のベッド数はあるのですけれども、今、実際に塩尻市の方が入所されているのは 280 名ぐらいの方が入所されていますので、そのほかの方は市外の方が入所されているということであるかと思えます。

○上條元康委員 実際に聞きたかったのは、介護をされる人というか介護士の方が足りなくて、ベッドが空いているというようなことがあるかということを経済的に聞きたかったのですが、法的に決まっていますよね。介護をする人は何人かで 1 人と。きちんと法的に確保されているのかどうかお伺いします。

○長寿課長 法律で、施設に対する入所者に対して介護をする人材の人数というのは決まっております。今、確かに介護人材というのは不足しているところではありますけれども、今の施設運営につきましては、苦しいながらも人材を確保しながら、何とかやっつけいらっしゃるといふ、施設で頑張らせていただいているところだと思えます。

○上條元康委員 では、介護士は足りていると、ぎりぎりながらも足りているということでしょうか。

○長寿課長 法的に必要とされる人材については、その時間に必要な人数というのは足りているという状態です。

○上條元康委員 法的に人は足りている。部屋が空いていれば、介護士が少なくとも足りているようになってしまうので、そこで入居率を聞いたのですが、部屋が遊んでいるというようなことはありますでしょうか。

○長寿課長 一部、入退去がある段階で空床があったりということはあるかと思えます。一部の事業所については、ベッドが埋まらずにということはあるというように把握しております。

○上條元康委員 部屋が一部埋まらないというのは、やはり人が足りていないということだと思えますが、この事業所も人手不足ということは認識しておりますので、また介護士の方をしっかりと確保できるようにお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 今はっきりしないので聞きたいのだけれども、要するに、法的に人数が足りなくて、空き部屋になってしまっているようなところはありますかという質問だと思うのです。

○長寿課長 その状況につきましては、確認をさせていただいて、お答えさせていただきたいと思えます。

○委員長 では、後ほどお願いします。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 133 ページ、先ほど平間委員から話があった訪問理美容師の派遣事業の委託料ですけれども、年間で 48 人ということはないです。実際に私の知り合いの美容師がこういう訪問介護をやっているのです、これをはるかに上回るものを 1 人でやっています。現実という、こういうものを利用されている方はかなり多いということです。補助金を受けている方が 48 人ということで。これは、理美容師の組合に入っている方にしか塩尻

市では補助金を出していないので、こういう数字になるということなのです。ですから、組合に入っていない方が平日行っている。つまり店舗を持っていないと組合に入れませんので、店舗を持っている方が休みの日、月に6日の空いている日に訪問した数で48人、補助金をもらっているという数字です。実際には、組合に入っていない方がこれをはるかに上回るものを行っているのです、それは、その人たちが受け取る金額は2,000円とか3,000円とかでいいのだけれども、実際にそういう方々からやってもらった当の老人の方々というのは、自腹を切って2,000円なり3,000円なりを払っているということなのです。松本市だとか、こういう組合に入っているか入っていないかというのは撤廃しているのが自由に営業できるようなのですけれども、その辺のところを改善していかないと、先ほどの話にもありましたけれども、ニーズとしてはたくさんありながら、本当は家で理美容をやってもらいたい、これは男性の方も大分いるようですけれども、そういう方々に不利益があるのではないかと考えるので、検討していただきたいと思うのです。

それから、もう1つ。135ページ、敬老会の補助事業で66団体に出しているのですが、これはどういう基準で、どういう金額で、大体平均すると200万円近くだと思うのですけれども、どういう団体で、どういう基準で出しているのか教えてください。

○**長寿課担当課長** 敬老行事の66団体につきましては、各区で実施しているという状況です。区の実施の仕方も、区長が中心になって行うところですか、公民館が中心になって行うとかで、実施主体については様々になりますけれども、この66につきましては各区で行われているというものになります。補助金につきましては、対象となる方が今75歳以上の方で1人当たり1,000円と、あと、人数に応じて追加で費用を定額割としてお渡ししているものがありまして、対象人数が100人までの場合が3万円、101人から300人までは5万円、301人以上は8万円ということで支給をしているものです。

○**小澤彰一委員** かなり値下げをされたときに、私、議員になったもので、敬老会に出て行くと、区の方から何とかならないかというお話も受けます。高齢化率が高いところが大分あるので、高齢化率が低いところで参加率が低いところとか、あるいは高齢化率が高いところで人口が少ない、区費がなかなか集められないというようなところもあるので、その辺の案分の仕方もぜひ検討していただきたいと思います。本会議の最中に補聴器のことも言いましたけれども、今週は3つ、私、敬老会に出なければいけないので、そういうところでも話す材料が欲しいと思うのですが、こういう敬老会についてのお金なども、区の負担軽減のためにも、ぜひ、次の予算のときには増やすように検討していただきたい。要望です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**赤羽誠治委員** 教えてください。135ページの高齢者世帯等タクシーの関係なのですが、例えば、市の境、北小野だとか、それから広丘のほうだとか、あるいは洗馬のほうだとか、どうしても市外の医療機関にかかっているような場合に、市外のタクシー会社も該当になって、このチケットを使えるのですか。そこだけ教えてください。

○**長寿課担当課長** 市内に営業所を持つタクシー会社に使えるということにしております。会社としては美勢タクシー、アルピコタクシー、平成交通となっております。

○**委員長** それが対象になっている。

○**赤羽誠治委員** 分かりました。ということは、市外のタクシー会社が該当にならないという形の理解ですよ。そうすると、例えば、どうしても医療機関で、市外の、例えば北小野の人などが辰野の医者に行くと、帰り

にタクシーを使いたいといえ、市内からタクシーを呼ばなければならない。辰野のタクシーは使えないという、そういう形ですか。

○長寿課担当課長 ただいまの例でいきますと、帰りに辰野タクシーを御利用になった場合は、タクシー券を御利用いただけないということになります。

○赤羽誠治委員 分かりました。考え方は分かりますけれども、やはりその辺のところはもう少し柔軟に、何かできるような工夫をしてもらえればと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○山崎油美子委員 教えてください。137 ページの老人福祉センター田川の郷の運営なのですが、自分事ですみません、前に地域の講座をやっていたときともう運営が変わってしまって、デイサービスだけだと思うのですが、前の運営のときに講座を受けていた方で、入浴の方がかなりいたのですけれども、今、入浴サービスというのは田川の郷は行っていますか。

○長寿課担当課長 田川の郷で、老人福祉センターとして入浴は現在行っております。

○山崎油美子委員 利用の方の人数は分かれますか。

○長寿課担当課長 昨年度の延べ人数で、8,881 人と報告を受けています。

○山崎油美子委員 やはり今も多いのですね。ありがとうございます。

要望で、先ほど小澤委員や平間委員の 133 ページの理美容のことなのですが、私も小澤委員と同じように、ボランティアで美容師が理美容を訪問しているという方がいまして、このところを要望なのですが、やはり不平等性が生じているような気がします。その辺、また詳しく調査していただいて、ぜひ市内の美容師なので、不平等性が出ないような委託の事業をしていただけたらありがたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○小松勝子委員 先ほどの赤羽委員がおっしゃったことなのですが、高齢者のタクシーは、介護タクシーに含まれるのですか。寝台タクシーと介護タクシーは、違いますか。

○長寿課担当課長 先ほど、赤羽委員がおっしゃったタクシー券については、高齢者世帯タクシー利用助成券の話で、市の条件を満たした方にタクシー券をお渡ししていて、普通に乗車できるタクシーを御利用いただく場合の助成になります。小松委員がおっしゃっている寝台タクシーについては、車椅子とかベッドとかで、そのまま乗車できるタクシーの券だと思われそうですが、市としては、寝台タクシーということで利用助成は行っております。ただ、寝台タクシーを運営する会社が塩尻市内にない状況ですので、今は松本市ですとか、ほかの市外の事業者を利用した方についても、寝台タクシーの利用助成券について一定の条件を満たしている方には御利用いただいている状況です。

○小松勝子委員 分かりました。いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 135 ページの、先ほどあった敬老行事補助金なのですが、1 人 1,000 円という形で出ているというお話を聞いたのですが、これは関係する周りの行政に比べて、大体どんな程度の金額かということ。要するに、塩尻市は結構な金額が出ているのか、それとも、もっといい金額が出ているのか、その辺、御確認できますでしょうか。

○長寿課担当課長 長野県の中で、敬老行事に補助を出していないところが 19 市の中で約半分あります。松本

市や安曇野市など、近隣の市も補助はしているのですけれども、1人当たり300円とか500円というような金額です。すみません、松本市は700円だったと思います。先ほども説明しました定額割、対象者人数に応じて交付するということは、市のレベルでは長野県の中では塩尻市のみとなっています。

○副委員長 実はその件で、今コロナで、今年、非常にやれる機会が少なくなっているということで、予算的にも結構市として負担するとよかったという印象があるのです。

ただ、来年ですけれども、コロナが収まって、この行事をやりたいと復活させたときに、今の話で塩尻市の行政としては、少し出しすぎだから予算的に今後見直したほうがいいのではないかなという動きがとられている。ここ3年、結構自粛されていますので、非常に楽しみにしている敬老者の方もいる。ぜひ、周りのこともあるのですけれども、これは塩尻市のいいサービスだと思うのです。なので、なるべくこれを継続していくような、昨年度の決算なのですけれども、ぜひとも続けていってほしいという要望という形でお願いいたします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

なければ、8日後期高齢者医療運営費までの質疑を終了いたします。

ここで、休憩を10分間とりたいと思います。15時15分再開ということでよろしく申し上げます。

休憩 午後3時05分

---

再開 午後3時13分

○委員長 それでは、若干早いですが、休憩を解いて再開いたします。

次に、3款2項1目児童福祉総務費から3款2項2目児童運営費まで、138ページから151ページまでの説明を求めます。

○こども課長 それでは、決算書138、139ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、備考欄2つ目の白丸、児童福祉事務諸経費は、こども課の事務執行に係る諸経費でありまして、保育所等の利用調整に係る事務、保育料の徴収管理など、庶務全般に係るものです。財源の主なものにつきましては、子ども子育て支援交付金で、補助率は国、県、各3分の1ずつ、及び、長野県安心こども基金事業補助金は県10分の10です。

続いて、140、141ページ、次の白丸、民間保育所支援事業につきましては、決算説明資料49ページも併せて御覧ください。民間の認定こども園、保育園及び認可外保育所等の運営を支援する事業費、民間の小規模保育事業所の施設整備に対する補助などでありまして、2つ目の黒ボツ、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、入園児童数に応じた法定給付により、保育所等の運営を財政的に支援する施設型給付費等19園及び長時間保育等に係る負担金等でありまして民間保育所等運営費等補助金11園の交付に係るものであります。主な財源につきましては、子どものための教育・保育給付交付金で、補助率は国2分の1、県4分の1、長時間保育等に係る部分は子ども子育て支援交付金で、国3分の1、県3分の1、低年齢児保育に係る部分は子育て支援総合助成金事業補助金で、県2分の1です。3つ下の黒ボツ、物価高騰等緊急対策支援金につきましては、電気、ガス、食材価格の高騰に対応するため、民間保育所等に高騰分を助成したものです。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。その下の黒ボツ、おむつ処理費用補助金につきましては、新たに令和5年1月からおむつの一括処分を開始した施設に対し、補助金を交付したものであります。一旦、私からは以上です。

○家庭支援課長 次の白丸、児童扶養手当支給事業2億1,176万6,000円余につきましては、決算説明資料50

ページを併せて御覧ください。ひとり親家庭等に対します経済的支援を図ることを目的に、国の制度に基づきまず児童扶養手当を支給したものです。受給者数につきましては409人、支給延べ人数5,126人に支給をいたしました。手当の支給に際しましては、年1回の現況届の提出が必要となりますが、感染症対策をしながら対面で実施し、給付金等の案内も含めまして行っております。財源につきましては、児童扶養手当負担金、国3分の1があります。一旦、私からは以上です。

**○福祉課長** 続きまして、次の白丸、児童手当支給事業につきましては、子育て世帯の経済的支援を図ることを目的に、国の制度に基づき、児童手当を支給したものです。上から9番目の黒ポツ、児童手当は、受給者4,176人、児童数延べ8万8,170人分の手当を支給いたしました。

次の白丸、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（繰越）、昨年度からの繰越事業になります。こちらは、先ほどお話ししたとおり、新型コロナの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、所得が一定以上の特例給付者を除く児童手当受給者に、児童1人当たり10万円を支給したものです。対象児童数は75人に給付いたしました。なお、財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。以上になります。

**○家庭支援課長** 続きまして、次の白丸、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）、併せまして、143ページ、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）、それぞれ4,430万6,000円余、5,930万2,000円余につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国の基準に基づきまして、当該給付金の支給を行ったものです。児童1人当たり5万円の給付となりましたが、ひとり親世帯につきましては433世帯656人分を、その他世帯につきましては248世帯441人分の支給を行っております。こちら事務費も含めまして、財源につきましては、全額国の交付金が対象となっております。

続きまして、次の白丸、塩尻市子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、給付対象者については、国の制度、前段で説明させていただきました給付金の給付対象者に加えまして、所得制限を設けず、ひとり親世帯に本市独自に給付を行ったものとなります。児童1人当たり3万円を給付し、807世帯1,280人分を支給いたしました。

なお、3つのこの給付金によりまして、全体の児童数の約13%に対しまして給付金を支給しております。一旦、私からは以上です。

**○福祉課長** 続きまして、次の白丸、子育て世帯緊急支援金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、市独自の施策として、所得が一定以上の特例給付者を除く児童手当受給者に、児童1人につき1万円を支給したものです。対象世帯数4,646世帯、対象児童数7,683人に給付いたしました。なお、財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。以上になります。

**○子ども課長** 続きまして、2目児童運営費になります。備考欄2つ目の白丸、保育所運営費につきましては、決算説明資料50ページも御覧ください。市内の公立15園の運営費であり、通常保育のほか、全園で実施している長時間保育や、市内3園で実施しているデイ保育などの実施に係るものであります。主な財源につきましては、保育料、長時間保育負担金など、デイ保育に係る人件費については子ども子育て支援交付金で、補助率は国・県ともに3分の1ずつです。144、145ページの備考欄中ほどの黒ポツ、廃棄物収集等委託料124万円余につきましては、新たに令和5年1月から、公立保育園でのおむつの一括処理に係る経費でありまして、保護者の利便性向

上と保育士の負担軽減を図ったものです。

次の白丸、保育所施設改善事業につきましては、公立保育園の施設の整備、修繕、点検等に係る経費であります。

続いて、146、147 ページの備考欄、最初の白丸、育児支援推進事業につきましては、決算説明資料 50 ページも併せて御覧ください。未就園児とその保護者を対象に、保育園の施設を開放するあそびの広場、郷土文化伝承活動に係る講師謝礼及び病児・病後児保育事業委託料などが主なものであります。5つ目の黒ポツ、病児保育事業負担金 97 万円余は、病気療養中のお子さんを松本市内 4 施設で預かる広域利用に係る負担金を、松本市に負担したものでして、利用者数は 94 人でありました。

次の白丸、児童福祉施設防犯対策事業につきましては、市内 15 園の防犯対策に係る委託料及び設置していません緊急防犯システム借上料です。

次の白丸、保育補助員設置事業につきましては、おじいちゃん先生、おばあちゃん先生の愛称で園児たちから親しまれている保育補助員の報酬であります。

1つ飛ばしまして白丸、子育て支援センター事業につきましては、決算説明資料 50 ページを併せて御覧ください。えんぱーく及びえんてらすの子育て支援センターの運営費であります。なお、主な財源につきましては、子ども子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1であります。

次の白丸、こども広場事業につきましては、決算説明資料 51 ページも御覧ください。ウイングロードビル3階のこども広場の運営費であります。なお、財源につきましては、保護者から頂く利用登録料のほか、子ども子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1であります。

148、149 ページ、最初の白丸、ファミリーサポートセンター事業につきましては、決算説明資料 51 ページも併せて御覧ください。子育て家庭の育児支援や育児と仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンターの運営、子育てサポーター養成講座の開催に要する経費であります。なお、財源につきましては、子ども子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1であります。

次の白丸、給食運営費につきましては、決算説明資料 51 ページも御覧ください。市内公立保育園 15 園の給食提供に係る諸経費であり、財源につきましては、喫食者から徴収する給食費と公共施設等適正管理推進事業債であります。上から3つ目の黒ポツ、給食費は、おやつを含めた給食の食材費であります。その6つ下の黒ポツ、給食調理業務委託料は、市内公立 15 園の給食調理業務の委託料で、民間業者に委託したものであります。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業につきましては、多子世帯に対して負担の軽減を図るための事業で、本市独自の減免制度として、新制度未移行の私立幼稚園に通う世帯の入園料並びに私立幼稚園に通う世帯の副食費について、いずれも3歳児から5歳児までの第2子半額、第3子全額免除とするため、交付したものであります。

次の白丸、子ども・子育て会議運営事業につきましては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項を調査、審議する機関の運営費でありまして、10月18日に実施した際の報酬等があります。

次の白丸、日の出保育園増築事業は、間もなく供用開始となりますが、日の出保育園増築棟建設に係る工事請負費、監理委託料等があります。なお、財源につきましては、社会福祉施設整備事業債及び施設整備事業債です。

続きまして、150、151 ページ、最初の白丸、保育園大規模修繕事業（繰越）は、大門保育園大規模改修に係る工事請負費等があります。なお、財源につきましては、社会福祉施設整備事業債、施設整備事業債です。

次の白丸、日の出保育園増築事業（繰越）は、日の出保育園増築に係る実施設計業務委託料であります。なお、財源につきましては、こちらも社会福祉施設整備事業債及び施設整備事業債です。私からは以上です。

○**教育総務課担当課長** 次の白丸、塩尻児童館改修事業（繰越）につきましては、事業者数が増加している塩尻児童館について、日の出保育園増築工事に伴い、2階の保育園部分が増築部分に移転するため、2階を全て児童館に拡張改修工事をするための実施設計委託料です。財源につきましては、社会福祉施設整備事業債になります。私からは以上です。

○**委員長** ここまでで一旦切ります。質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 145 ページの児童運営費のおむつの回収事業ですけれど、1月から始まっておりますが、保護者と保育士、それぞれどのような感想でしょうか。

○**こども課長** 先ほど申し上げましたとおり、保護者の利便性はアップいたしました。また、保育士も、今までは、それぞれ名前のついた使用済み紙おむつをそれぞれ個人ごとのバケツに入れていたものが、一度にごみ箱に捨てられるようになったということで、かなり業務負担が軽減されたと聞いております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 141 ページの民間保育所支援事業の関係で、保育士の処遇改善が図られた、補助をしたということですが、これはどの程度というのは、民間保育所なので分からないですか。分かりましたら、お願いいたします。

○**こども課長** 国のほうで主導しております保育士の処遇改善の取組でして、国の補助を受けまして、市を通しまして民間の保育施設7園に補助したものです。約9,000円程度の月額アップとしております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

それでは、2目児童運営費までの質疑は終了いたします。

次に、3款2項3目ひとり親家庭福祉費 150 ページから3款5項1目災害救助費 157 ページまでの説明を求めます。

○**家庭支援課長** 3目ひとり親家庭福祉費をお願いいたします。決算説明資料 52 ページを併せて御覧ください。1つ目の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業 1,094 万円余につきましては、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談業務を行うほか、就労に有利な資格の訓練や資格に必要な自立教育を受けていただく際の経済的支援を行ったもの、小中学校への入学祝い金、高等学校の教材費、通学費の一部を補助したものです。なお、備考欄下から4番目、5番目の黒ポツ、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金につきましては、財源といたしまして、自立支援教育訓練補助金等があります。国4分の3の補助となっております。

次の白丸、児童福祉施設費 78 万円余につきましては、生活に困窮する2世帯の助産を措置したものです。財源につきましては、母子生活支援施設措置費等負担金、国2分の1、県4分の1となっております。

次に、4目家庭支援費、備考欄2つ目の白丸、家庭支援推進事務諸経費につきましては、家庭支援課が業務を行う上での事務諸経費となります。

次の白丸、家庭支援推進事業 1,444 万 3,000 円余につきましては、決算説明資料 52 ページを併せて御覧ください。子どもの養育など、家庭児童相談は、昨年度延べ1,981件でありました。前年度の過去最高の2,146件と比較いたしますと減少となりましたが、コロナ禍前と比べますと300件ほど多く、高止まりしている状況となっております。うち新規相談対応が205件、うち児童虐待相談対応が106件、その他養護相談が92件となっております。

り、児童虐待相談につきましては微増、その他の養護相談につきましては 38 件の増となっております。親の精神的不安に関する相談が多かったという状況になっております。市民の意識の高まり、相談窓口の周知がされてきたことでもありますけれども、昨年度も新型コロナウイルス感染症対策と併せまして、物価高騰についても、養育環境の厳しい家庭への影響が大きかったものと捉えております。今年度も、昨年度同月比よりも 80 件ほど多い状況となっております。153 ページ、上から 4 つ目の黒ポツ、子育て支援ショートステイ事業委託料 29 万 8,000 円につきましては、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもをお預かりするもので、実児童数 4 人、延べ 56 日の利用がありました。その下の黒ポツ、相談支援システム使用料 388 万円余につきましては、相談業務の増加に対応し、令和 3 年度に導入いたしましたシステムになりますけれども、福祉課、長寿課、社会教育スポーツ課、教育総務課での利用も定着いたしまして、統計資料作成等においても、業務の効率化が図られてきているところです。歳入といたしましては、子ども子育て支援交付金、国 3 分の 1、県 3 分の 1、児童虐待総合支援事業補助金、国 2 分の 1 があります。

次の白丸、こどもの未来応援事業 573 万 7,000 円余につきましては、決算説明資料 53 ページを併せて御覧ください。最初の黒ポツ、子ども・若者応援協議会委員報酬 6 人分につきましては、子どもの貧困対策推進計画、若者支援プランの進捗状況等の審議に係る委員報酬になります。また、7 月末には、子ども・若者応援フェスタを開催いたしまして、計画の周知を含むシンポジウムと併せ、お弁当の無料配布、おさがり会等を実施いたしました。6 つ目の黒ポツ、学習・生活支援員謝礼 59 万 8,000 円、併せて下から 3 つ目の黒ポツ、子どもの学習・生活支援事業委託料 12 万 5,000 円余については、子どもの学習・生活支援事業として、生活困窮、ひとり親家庭等の児童生徒に、学習や社会性の向上等に係る支援を行う際の謝礼及び委託料となっております。11 世帯 14 人の利用がありました。下から 2 つ目の黒ポツ、子どもの居場所づくり事業補助金 64 万 6,000 円余につきましては、食事の提供、学習支援による子どもの居場所づくりを行う団体等に交付を行ったもので、食事の提供につきましては 3 団体、学習の支援につきましても 3 団体、計 6 団体に補助金を交付しております。財源といたしましては、子どもの学習・生活支援事業補助金、国 2 分の 1、県補助金も 4 分の 3 があります。一旦、私からは以上です。

○**教育総務課長** 続きます、5 目児童健全育成費の上から 2 つ目の白丸、児童館・児童クラブ運営費につきましては、市内児童館・児童クラブの管理運営に関する経費で、会計年度任用職員として児童館長、児童厚生員、補助員の報酬のほか、洗馬児童館指定管理料が主な経費です。人件費につきましては、国の保育士等処遇改善臨時特例事業により、放課後児童クラブで働く職員の処遇改善のため、月額 3 % 程度、おおむね 9,000 円の賃金改善を行いました。保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、新型コロナウイルス感染症の流行下では、日々、消毒や換気等の対策を行いながら開館を行いました。

続きます、154、155 ページ、上から 2 つ目の白丸、児童館・児童クラブ運営費（繰越）につきましては、市内児童館・児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒液等の衛生用品や空気清浄機、大型扇風機、検査キット等の感染防止用品の物品を購入いたしました。私からは以上です。

○**家庭支援課長** 次に、6 目発達支援費をお願いいたします。備考欄、最初の白丸、元気っ子応援事業 518 万 4,000 円余ですが、併せまして決算説明資料 54 ページを御覧ください。こちら元気っ子応援事業を行うための経費となります。ゼロ歳から 18 歳まで切れ目のない支援のため、元気っ子相談をはじめ、保育園、学校、保護者等、多くの子ども、保護者、関係者が関わる事業となりますが、感染症対策をしながら予定した事業を実施し

てまいりました。経費の主なものとしましては、2つ目の黒ポツ、元気っ子相談等謝礼 291 万 7,000 円余につきましては、小児科医師、臨床心理士による相談、言語聴覚士の保育園等への巡回訪問等に伴う謝礼などです。下から3つ目の黒ポツ、ことばの教室運営委託料 124 万 2,000 円余につきましては、ニーズの高い言葉の発達への支援として、社会福祉協議会へ委託をし、言語聴覚士による訓練等を行うもので、昨年度、補正予算をお認めいただいたところ、申込みの全てに対応することができました。財源といたしましては、地域生活支援事業補助金、国2分の1、県4分の1があります。私からは以上です。

○**福祉課長** 次に、3項生活保護費、決算説明資料は54ページとなります。最初に、1目生活保護総務費、備考欄2つ目の白丸、生活保護費事務諸経費につきましては、生活保護業務に係る面接相談員や就労支援員の報酬等や生活保護業務を行う生活保護システムの利用負担金等になります。

156、157 ページ、最初の白丸、生活保護適正化事業につきましては、上から4つ目の黒ポツ、レセプト点検委託料は、保護費のうち約45%を占めます医療扶助について、専門的な資格を持つ業者に業務を委託したものになっております。

続きまして、2目扶助費になります。備考欄白丸、生活保護扶助費につきましては、1つ目の黒ポツ、生活保護費になります。昨年度より、生活保護費については減額しております。現在、令和4年度末で保護世帯数286世帯、保護人数364人となっております。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費につきましては、中国からの帰国者に対する生活支援のための給付費を支給したものとなります。現在、対象世帯は6世帯、支給給付人数は8人となっております。以上になります。

○**市民課長** 4項1目国民年金事務費です。法定受託事務である国民年金事務に係る事務費となります。財源として、被保険者数などの算定基準により、国から国民年金等事務費交付金が交付されております。私からは以上です。

○**福祉課長** 5項災害救助費ですが、こちらにつきましては、令和4年度の支出はありませんでした。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ここまでの範囲で質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**小口直実委員** 151ページのひとり親家庭福祉推進事業ですけれども、ひとり親の家庭は塩尻市内ではどのくらいの数がいるのでしょうか。それから、母親だけの家庭、父親だけの家庭、もし分かれば教えてください。

○**家庭支援課長** 直近ではないのですけれども、国勢調査の数でいきますと、令和2年になりますが、全体でひとり親世帯が465世帯、うち母子世帯が415世帯、父子世帯が50世帯という数字になっておりまして、我々は児童扶養手当を支給していますので、そちらの数字とは少し違う把握という形になりますけれども、児童扶養手当とすると、409人ということで、昨年度は支給しております。

○**小口直実委員** そういう家庭の中で、どのくらい市役所へ来て相談をしたか分かりますか。

○**家庭支援課長** 児童扶養手当を認定されている家庭につきましては、現況届という届けを必ず年1回出さないといけないことになっておりまして、それが8月の1か月間になるわけなのですけれども、その間に、昨年度ですと、必ず窓口に来ていただいて届出を出すと同時に、困りごとですとか必要な支援につきまして、直接相対でお話をして、昨今ですと給付金もたくさんあったものですから、そちらの御案内も併せてさせていただいたというような状況です。

○**小口直実委員** ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○小松勝子委員 153 ページの児童館のことについてお伺いしたいと思います。市内の児童館、教室及び遊戯室があるかと思いますが、エアコンの設置はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○教育総務課担当課長 児童館のエアコンの設置状況につきましては、令和元年度に、これは児童館だけではないのですが、小中学校、保育園を合わせたものがありまして、基本的に児童館の遊戯室以外のものはエアコンが設置されております。

○小松勝子委員 遊戯室はついていないということなのですね。この夏、最近の暑さを考えると、安心安全のために、外でも遊ぶことができませんし、遊戯室へのエアコン設置は必要なことではないかと感じております。松本市でも、今後5年間のうちに全児童館にエアコン設置をすることになったというお話を伺っていますので、ぜひ塩尻市内も、そういう方向で前向きに検討して設置していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 151 ページの一番下の家庭支援推進事業についてですが、今、家庭内のいろいろな問題、虐待とかネグレクトとか、そういうものがいろいろあって、相談件数もかなりあるということですが、担当として相談業務をやることによって、なかなか判断は難しいかと思うのですが、全体として改善される方向にあるのか。なかなか難しい問題ですから、いろいろな課題もあるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○家庭支援課長 相談件数が多くて、相談員も日々昼夜問わず対応している現状もあります。専門職も含めまして、人的な配置というのは、今後も必要になってくるかと捉えているのですが、改善するということはなかなか難しいというのが現実的にはあります。ただ、我々が相談に乗ることで、現状を維持したりですとか、あと、家庭と関わる中で、次の支援につなげたりですとか、そういったところは成果として十分あると捉えています。ですので、幸いにして、本市ではまだ重大事故が起きていないのですが、そういうことのないように、未然防止という観点からも、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○平間正治委員 児童相談所も含めて、案件に関わったときの、ある一定のところまでしか入れない、立ち入れない、それから先はなかなか踏み込めないというような虚無感みたいなものはあるかと思うのですが、相談に乗ることによって、抑止力という言い方は変だと思うのですが、大きな事件とか、そういうものにつながらないようにしていくということは、事前の策として必要なことだと思いますので、本当にこれは大変な仕事だと思うのですが、ぜひ頑張ってくださいと、エールを送っておきたいと思います。

○委員長 質問はよろしいですね。ほかにありませんか。

なければ、5項1目災害救助費までの質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費の審査に入ります。4款1項1目保健衛生総務費 158 ページから4款1項4目母子保健費 169 ページまでの説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、4款衛生費1項1目保健衛生総務費をお願いします。備考欄2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費につきましては、保健衛生全般に係る事務的経費になります。

次の白丸、未熟児養育医療給付事業につきましては、養育のために入院が必要な出生体重2,000グラム以下の未熟児に対して、必要な医療の給付を行ったものであります。2つ目の黒ボツ、未熟児養育医療給付金につつま

しては、給付対象者延べ 17 人に対する給付費であります。なお、給付金の国、県、市の負担割合につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1ずつとなっております。

次の白丸、地域医療推進事業につきましては、決算説明資料は 55 ページになります。地域住民の健康管理、緊急医療体制を塩筑医師会等の関係団体や広域圏等で構築しているもので、休日などの医科、歯科、調剤を当番制にて確保したもののほか、平日の夜間や土日祝日の二次救急医療に関わるものなどになります。7つ目の黒ポツの病院群輪番制事業負担金につきましては、平日の夜間及び土日祝日の救急対応のうち、入院や手術の対応が必要な場合に、二次救急医療機関8病院に当番制をお願いをしまして、松本広域圏内の救急医療体制を確保しているものであります。一番下の黒ポツ、国民健康保険榎川診療所事業特別会計操出金につきましては、特別会計への操出金であります。詳細につきましては、榎川診療所事業特別会計で説明させていただきますが、この操出金の財源につきましては、全額過疎対策事業債充当しております。

次の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業につきましては、産科医の不足を松本・大北圏域全体でカバーするために設立しました松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク協議会への負担金になります。共通診療ノートの作成や研究費用の助成等をしながら、分娩医療機関と健診医療機関の役割分担をする中で、産科医療体制を確保しているものです。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業につきましては、不妊または不育症治療に対しまして、1年度に1回を限度に、自己負担の2分の1、30万円を限度に5回まで補助したものです。2つ目の黒ポツ、不妊治療補助金につきましては、60人に対し補助金を交付いたしました。なお、制度を始めた平成17年度以降、777人の申請がありまして、そのうち494人が出産に至っております。

次に、2目予防費、備考欄の白丸、予防対策事務諸経費につきましては、決算説明資料は 55 ページになります。法定の13種類の予防接種に係るワクチン代や予防接種をお願いしております医師への委託料、そのほか、生後6か月から高校3年生に相当する子どもを対象としましたインフルエンザ予防接種費用の助成、国の風しんに関する追加的対策として実施しました風しん抗体検査委託料などに係るものです。なお、令和4年度につきましては、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開があったために、事業費全体で、前年度と比べて1,200万円程度の増額となっております。

161 ページ中ほどの白丸、感染症予防等対策費につきましては、感染症法に基づき、結核及び肺がん等の予防対策を実施したものです。一番下の黒ポツ、結核健康診断委託料につきましては、胸部レントゲン検査を健康づくり事業団に委託し実施したものであります。

次の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業、決算説明資料 56 ページになります。令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、4回目の追加接種、令和4年度秋開始オミクロン株対応ワクチン接種、5歳から11歳の小児追加接種、生後6か月から4歳の乳幼児接種等を、医療機関での個別接種、市保健福祉センターでの集団接種等で実施いたしました。なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、ほぼ全額が国の補助対応となっており、費用の主な内容は、接種体制の整備費用、集団接種及び個別接種の費用となっております。

主なものを申し上げますが、上から5つ目から7つ目の黒ポツ、医師謝礼、看護師謝礼、補助員等謝礼につきましては、保健福祉センターで実施されました集団接種に係る謝礼です。163 ページの6つ目の黒ポツ、新型コロナウイルスワクチン接種医師等委託料ですが、こちらは市内の医療機関での個別接種委託料等になります。そ

れから6つ下の黒ポツ、集団接種会場運営委託料は、ワクチン接種をより推進するために、1か月間、臨時接種会場を中南信運転免許センターの向かいの旧店舗施設内に設置をし、対応しましたが、その経費になります。下から2つ目の黒ポツ、前年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金返還金と、次の前年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金につきましては、前年度の国の負担金、補助金の返還分でありまして、返還金が生じた理由としまして、接種対象市民全員がワクチン接種をできるように積算しまして、国の補助申請をしておりましたが、3回目追加接種や若年層で接種を控える人が多かったため歳出が少なくなり、結果的に歳入が多くなってしまったことによる返還です。

次に、3目保健対策費、備考欄2つ目の白丸、健康増進事業につきましては、決算説明資料 56 ページを併せてお願いします。健康増進法に基づく各種がん検診等を実施しまして、市民の健康増進を図ったものです。165 ページ、2つ目の黒ポツ、保健対策事業委託料につきましては、各種がん検診等につきまして、集団検診を健康づくり事業団に、個別検診を塩筑医師会に委託し、実施したものであります。

次の白丸、歯科保健事業につきましては、決算説明資料 56 ページになります。乳幼児や妊産婦、成人などの歯科健診や歯科保健指導、相談等を実施し、歯と口腔の健康増進に取り組んだものであります。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業につきましては、生活習慣病予防のため、75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診と、生活保護受給者を対象とした塩尻市健康診査を実施したものであります。下から4つ目の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料につきましては、これらの健診につきまして、塩筑医師会に委託し、実施したものであります。

次の白丸、食育推進事業につきましては、決算説明資料 57 ページをお願いします。食育活動を通じて、市民の健康づくりを推進したものでありまして、若い世代への食育啓発事業、きらめきヘルシー教室、地区栄養教室等を実施いたしました。

167 ページ、次の白丸、健康づくり支援事業につきましては、決算説明資料 57 ページになります。市民が自らの健康を把握し、生活習慣を改善する動機付けとするために、健康応援ポイント事業を実施しました。なお、405 名の方に参加をさせていただいております。そのほか、ヘルスアップ委員会の活動や運動指導の実施などにより、市民の健康を守る取組を支援いたしました。

次の白丸、精神保健事業につきましては、決算説明資料 57 ページになります。精神不安を抱えている方への相談事業や自殺者の減少を目指す事業として、こころの健康相談、メンタルヘルス相談、自殺対策講演会等を行っております。

次に、4目母子保健費、備考欄の白丸、母子健診事業につきましては、決算説明資料 58 ページをお願いします。母子保健法に基づき、妊婦及び乳幼児を対象に各種健康診査を実施し、母子の健康の保持増進を図ったものです。中ほどよりやや下の妊婦一般健康診査委託料、その下の乳児一般健康診査委託料につきましては、これらの健診につきまして、長野県医師会と助産師会に委託し、実施しております。

次の白丸、母子相談支援事業につきましては、決算説明資料 58 ページになります。妊娠、出産、子育てに関する相談、訪問事業等を通じまして、安心して出産、子育てできる環境整備の充実を図ったものです。特徴的な取組の一つとしまして、あんしんサポートルームを運営しまして、保健師、助産師が常駐し、リスクの高い妊婦や子育てに不安を感じる保護者などへの情報提供や相談に応じております。令和4年度は、中央と北部の2か所で延べ 3,173 人の利用がありまして、妊娠期から子育て期の身近な相談場所として定着してきております。169

ページの備考欄1つ目の黒ポツ、宿泊型産後ケア事業委託料につきましては、出産後の母子が病院等に宿泊して、心身のケアやサポートを受け、産後の育児への不安解消を図ることを目的に実施しております。延べ17人72日間の利用がありました。

次の白丸、出産・子育て応援給付金事業につきましては、決算説明資料58ページになります。国が推進する子育て支援策として、伴走型相談支援に併せて、出産・子育て応援給付金を一体的に実施するものです。4つ目の黒ポツ、出産・子育て応援給付金として、延べ702人分の給付金を支出したものです。なお、給付金の国、県、市の負担割合につきましては、国が3分の2、県と市が6分の1ずつとなっております。説明は以上です。

○委員長 御苦労さまでした。ここで一旦休憩を入れます。4時15分再開をお願いいたします。

休憩 午後4時04分

---

再開 午後4時14分

○委員長 では、休憩を解いて再開をいたします。

それでは、委員の皆さんからの質疑を行います。質問はありませんか。

○中村努委員 159ページ、地域医療推進事業の中で、松本市小児科・内科夜間救急センターがありますけれど、これは、たしか城西病院だったかと思いますが、ここは何時から何時まで受入れをしていましたでしょうか。

○健康づくり課長 午後7時から11時までの間です。

○中村努委員 説明資料によると、この事業は、松本市、安曇野市、塩尻市の3市で負担金を出して運営していると書いてあります。この時間帯と場所は少し都合が悪くて、今言われたように、11時過ぎは受け入れてもらえずに、まつもと医療センターが受け入れてくれるそうです。そういうことで、塩尻の方は城西病院に行くのは遠いものですから、11時になるのを待って、まつもと医療センターに行くというような状況が発生しているようですけれど、松本市、安曇野市で、11時以降にお子さんの救急が必要になった状態のときは、その方たちはどちらへ行くのでしょうか。分かりますか。

○健康づくり課長 まつもと医療センターですとか、二次救急に対応している相澤病院ですとか、安曇野日赤病院ですとか、そういうところに行くということです。

○中村努委員 そういうこともあって、塩尻市民的に言うと、どうせまつもと医療センターでやってくれるなら、わざわざそっちを一回迂回しないでも直接行けるように、日中の救急もまつもと医療センターなので、まつもと医療センターで24時間体制の受入れができないかどうかという話が前からあるのですが、何か検討しているようなことはありますか。

○健康づくり課長 まつもと医療センターとはこの2月に連携協定を結びまして、救急医療等の連携をしているということになっているのですが、具体的に小児の一次救急についても話し合いをする場を持って対応しているのですが、まつもと医療センターにつきましては、1週間のうち、ほぼ毎日のように二次救急医療に対応してまして、それをさらに追加して、7時から11時までの一次救急に対応するというのは、なかなか現状では難しいということで、医師の働き方改革等もありまして、来年度からは、医師の残業時間も制限されるという中で、非常に難しい状況であります。ただ、話し合いのほうは続けていきたいと考えております。

○中村努委員 分かりました。松本市、安曇野市がどうされているのかということも気にはなりますけれど、そういうことができるのであれば、そうしたほうがいいかなと思います。

続けて、別のことでいいですか。

○委員長 許可します。

○中村努委員 その下になりますけれど、旧両小野国保病院組合関係負担金と檜川診療所の操出金の関係についてですが、この旧両小野国保病院組合は、今どのような形になっているのでしょうか。

○健康づくり課長 組合は解散をしまして、その事務につきましては、辰野町のほうで引き継いで実施しております。

○中村努委員 経営状況等はいかがでしょうか。

○健康づくり課長 診療所の経営状況のほうは承知していませんけれども、患者数につきましては9,977人という形で、1万人を割り込んだのですが、例年並みの患者数を確保しているということでもあります。

○中村努委員 単純に見て、両小野と檜川と比べて、どうしてこんなに違うのだろうかというのが正直な感想なのですが、どこにそういう違いがあると考えていますでしょうか。

○健康づくり課長 檜川診療所につきましては御承知のとおり、令和3年度、1年間休止をした経過がありまして、その間に患者が別の医療機関へ行かれて、なかなか主治医を替えて、また戻るといことができないというふう聞いておまして、そういった関係があるかと思えます。また、人口的にも檜川地区の減少率が大きくて、全体の患者数が減っているということがあるかと思えます。

○中村努委員 よく内容を比較検討していただいて、何が足りて何が足りないのかということを確認にしていけないと、様々な問題は解決しないのではないかと、近くにそういう成り立っているところもあるとすれば、何か違いがあるのではないかと、普通は感じるものですから、これは検討をお願いしたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありませんか。

○中村努委員 別のことです。169 ページの母子保健費の出産・子育て応援給付金ですが、国の方針では、子育て応援ギフトという形です。この令和4年度については現金給付ということで、またそれ以降も続いていくと思われましても、これはずっと現金給付で行くのか、何かしらのギフトに変えていくのか、その辺のお考えがあったら聞かせてください。

○健康づくり課長 おっしゃるとおり、今は現金で給付しているのですが、出産応援金につきましては、ギフトということで、カタログで必要なものを選んで購入できるような形にしていきたいということ、今検討しているところです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、4目母子保健費までの質疑を終了いたします。

次に、4款1項5目環境衛生費 168 ページから4款3項1目上水道施設費 179 ページまでの審査に入ります。これの説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、168、169 ページの4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費につきまして説明をさせていただきます。備考欄の上から3つ目の白丸、環境衛生事務諸経費、最初の黒ボツ、環境審議会委員報酬ですが、令和4年度につきましては、塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の審議がありまして、3回実施しております。

続きまして、1つ飛びまして、「クリーン塩尻」推進事業ですが、公共空間であります道路、河川、公園等の環境美化活動に対する支援としまして、物品の支給や貸与を行うものになります。昨年度は、59の事業所、団

体が登録していきまして取組を進めております。

次に、一番下の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業の下から3番目の黒ボツ、不法投棄回収委託料につきましては、シルバー及びNPO法人に回収パトロールを委託しまして、処理をいたしております。このほか、会計年度任用職員1名が常時対応等をしております。現在、監視カメラは3台程度を区の要望や不法投棄の多い場所に設置していきまして、不法投棄の回収対応件数は、令和4年度は89件ということで、前年度の98件に比べまして、9件減少となっております。

続きまして、170、171 ページ、上から2つ目の白丸、狂犬病予防事業になります。決算説明資料の59ページにも記載がありますけれども、上から5番目の黒ボツ、猫不妊去勢手術費補助金につきましては、令和4年度から、塩尻市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱を制定しまして、飼い主のいない猫に動物病院での不妊手術または去勢手術を受けさせた場合につきましては、その手術にかかる費用をメス猫1匹につき5,000円、オス猫1匹につきまして2,000円を補助するものになっております。令和4年度の実績は16件交付ということですが、内訳につきましては、オスが6匹、メスが23匹、合計29匹ということで12万3,000円の支出になっております。

次に、4款1項6目環境保全費、最初の白丸、環境保全対策事業ですが、市内各所の大気、河川、湖沼の水質、道路の騒音等を分析しまして、検査調査をしているものになっております。昨年度は、特に問題等が発生しているという状況はありませんでした。

次の白丸、自然環境保全事業です。決算説明資料は59ページになります。5つ目の黒ボツ、高ボッチ高原植生管理業務委託料ですが、平成29年から低木の伐採等、ササも含めてですけれども、計画的に進めております。これにつきましては、生物や予算の確保に努めておりますけれども、令和4年度は0.25ヘクタール、合計しますと、累計で3.5ヘクタールをやっております。保全レベルにつきましては、第1種、第2種の保全地域を中心に保全に努めております。

続きまして、環境教育推進事業です。子どもたちの環境学習の成果の展示ということで、本年2月にえんぱーくにおきまして、しおじりエコ展を開催しました。期間中に講演等、工作教室などを行いまして、来館者の意見を出展者の皆さんにフィードバックするというので、学習意欲の継続につながるような啓発事業を行ってまいりました。

続きまして、172、173 ページ、一番上の白丸、合併処理浄化槽設置事業ですが、上から2つ目の黒ボツ、合併処理浄化槽設置事業補助金につきましては、公共下水道及び農業集落排水区域外におけます、合併処理浄化槽の補助の対象となる13件に対しまして補助したものです。県からの補助金ということで、3分の1の支援が入っております。

続きまして、2番目の白丸、再生可能・省エネルギー促進事業、決算説明資料は60ページになります。上から1つ目の黒ボツ、地球温暖化対策実行計画更新業務委託料につきましては、昨年度、先ほど申しました地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を行うものになりまして、これの委託費です。国や県の高い目標値と整合を図る形で策定をしております。また、エネルギーの効率的な利用を図るために、家庭用蓄電池に対しまして補助金を出したものが10件ということで、交付を行っております。

ここには記載していませんけれども、昨年度、民間事業者が行います再生可能エネルギー設備、野立ての太陽光発電設備になるのですけれども、これを条例化しまして、支援の事前協議ですとか住民説明会、協定書の締

結を求める条例を制定しました。これによりまして、令和3年度につきましては、ガイドラインに基づき17件の申請がありましたが、令和4年度につきましては、条例の設置により、申請は年間を通じて1件。令和5年度につきましては、8月末までで1件の申請があるということで、大分抑止効果にはなっております。適正に設置が行われていると考えております。

続きまして、7目斎場費、決算説明資料は60ページ、利用状況につきましては、決算説明資料の16ページに記載があります。斎場の運営を塩尻造花に委託したものになりまして、そのほか、運営管理に伴う費用になっております。昨年度は、過去最も多い利用件数ということで、939件となっております。この施設につきましては、個別施設計画によりまして清掃、点検のほか、工事等を行っておりますが、昨年度は熱交換器の取替工事を行いまして、ダイオキシンの発生抑制を図りまして、施設の延命に寄与するものということで計画的に行っております。この施設の長寿命化ということで、これに利用できる機材を使っております。この期間中、斎場につきましては、3炉あるうちの2炉ないしは1炉しか稼働できない時期が生じたものですから、塩尻市市外火葬場使用料等補助金交付要綱を制定しまして、その利用制限の期間中に市外の火葬場を利用せざるを得なくなった方々に対しまして、市内の使用料との差額分を補助金ということで25人の方に、昨年度は交付しております。

続きまして、8目霊園費、174、175ページの上から6つ目の黒ポツ、霊園管理業務委託料につきましては、施設の管理をシルバー人材センターに委託しております。安心して利用ができますよう、年3回の除草と周辺樹木の伐採を計画的に行っておりまして、安全管理に努めております。

続きまして、4款2項清掃費1目し尿処理費、決算説明資料61ページになります。衛生センターを稼働しております。この衛生センターの運営につきましては、日本クリーンアセスに委託しております。市内のし尿、浄化槽の汚泥、農業集落排水の下水道汚泥を受け入れております。これはごみ等を除きまして、希釈いたしまして下水道放流をしているという形で、最終的に処理するのは浄化センターになっております。これにつきまして、営繕修繕等を含みまして管理をしているものになっております。

続きまして、176、177ページ、2目ごみ処理費、上から2番目の白丸、ごみ処理負担金につきましては、2市2村でごみの共同処理をしております松塩地区広域施設組合の運営及び施設の管理に係る負担金であります。

次の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみの収集運搬、破碎処理に係る経費になっております。下から3番目の黒ポツ、一般廃棄物等収集運搬燃料費補助金14件は、昨年度に行ったものになりますけれども、石油小売価格が非常に大きく高騰しましたため、廃棄物の収集運搬、これは資源物も含めてですけれども、これに係る燃料につきまして、14事業所に支援したものです。可燃ごみから資源物まで14事業所になりまして、軽油につきましては、11万3,111リットル、186万6,331円、1リットル当たり16.5円、ガソリンにつきましては、廃食油を回収するときに使っておりますけれども、675リットル、1万372円ということで、1リットル当たり15.9円の補助を行っております。この下の黒ポツ、ごみ袋価格抑制対策補助金ですが、同じく石油製品でありますごみ袋の販売価格の高騰を抑えるために、卸売り事業者3社に対しまして、値上げ相当分の補助を行ったものになります。燃えるごみから埋立ごみ、事業系可燃ごみとプラスチック製の袋、これを全種類合わせますと、17万378組あります。10枚の平均で32.9円の補助金を交付しております。

続きまして、次の白丸、資源リサイクル推進事業です。プラスチックの容器包装と瓶、缶、ペットボトル、紙類、その他の収集運搬、中間処理、資源化委託料になっております。最終処分場の延命化のために、一部焼却灰

の資源化を委託しておりますので、この費用も入っております。決算説明資料は 62 ページの記載しております。

最後になりますが、4 款 3 項上水道費 1 目上水道施設費ということで、水道事業会計繰出金につきましては、水道事業会計への繰出金ということで記載をさせていただいています。説明は以上になります。

○委員長 御苦労さまです。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○副委員長 169 ページの下から 3 つ目の黒ポツ、不法投棄回収委託料で、89 件あったということですが、この 89 件というのは、どういった内訳になるのでしょうか。一番知りたいのは、個人の畑だとか公共の場とか、不法投棄がよくされるのですが、場所によってどういった形でこの 89 件の内訳があるかということをお教えください。

○生活環境課長 不法投棄の原則論になりますが、不法投棄自体は、不法投棄を捨てられた土地の所有者が処理することになっておりまして、基本、もし民有地であれば、その民有地の所有者が責を負う形になります。今回、市のほうで対応しているのが公有地、道路、公園、公共施設、こういったところの処理を行っています。

この不法投棄回収の対応件数という形で 89 件になっておりますけれども、幾つか出し方等ありますけれども、この中の 1 つになりますが、監視カメラによる不法投棄の確認が 13 件入っております。昨年度に比ばまして 4 件増加しています。不法投棄されているごみから行為者を特定しまして、警察に対応してもらっているものがあります。この件数につきましては、厳重注意が 2 件、書類送致が 1 件であります。前年度は 12 件ありましたので、かなり昨年度は少なかった形になっております。これ以外に、市役所にて注意しているのが 8 件あります。

こういった重複等もありますので、これを除いた特定できないものにつきましては 78 件ありまして、これについては、正直、どういった対応でも証拠がない形になりますので、市としては、こうやって捨てられた行為に対しまして、中身、履歴等が確認できているものがあるかないか、当然、監視カメラを設置しているところであれば、そういった証拠がありますけれども、そうでない場合については、細かく確認をして、対応等をしていまして、正直、限界があります。

○副委員長 今、89 件という形でここに載っている先ほどの説明なのですが、公有地ということで基本的には市ということでしょうか。市も含めてあるということなのでしょうか。

○生活環境課長 おっしゃるとおりになります。原則は公有地になりますので、道路だとかその周辺になります。

○副委員長 今、実際こういう形の、これはもう法律上決まっているということでお伺いしておりますけれども、本当にこの対応というか、やられた個人の家というのがありまして、そういった場合、泣き寝入りなのです。それが、行政上で何か救う手立てというものが今のところないということです。ほかの行政、市、長野県だけでも構わないのですが、そういった場合に何か救えるようことは、ないのでしょうか。

というのは、捨てられている物によってなのですけれども、これを危険物という形での処理をしたり運送したりということ、また、物によって処理費用が結構違います。例を言いますと、ダンプ 1 本分でいくと大体 20 万円から 30 万円くらい請求されるような形で、個人としてみるとどうしようもないのです。それでほったらかしになってしまって、家とか小屋の前という形で、結構生々しい話をお伺いするので、私も対応を取るときがあります。

市は、監視カメラとかのぼり旗とか、置かれないようにという形で、今の条件でできるサービスをしてきて、

そこは本当にありがたく思うのですが、やはり金銭的に何か支援ができる方法がないのかということをおもいます。ただ、現状はできないというのが現実的にあるということは、再度認識させていただきました。そういうことでよろしいのですか。

**○生活環境課長** 今のおっしゃるところも確かにありまして、今年度、委員がおっしゃる同じ案件がありました。こういったものについては、当然、捨てた側が問題になっていますので、産業廃棄物の場合につきましては、警察と県に中に入れてもらいまして、その原因者を突き止める、そういった行為をします。ただ、処理につきましては、やはり土地所有者が責を負うので、捨てた者が分かった場合につきましては、その者に請求するということが当然可能かと思うのですが、そうでないと、なかなかそれを回収するというのは、正直、現在の中では難しい状況になっています。

**○副委員長** ありがとうございます。もう1つなのですが、これをやったときに最後 89 件という件数が出ているのですが、この件数というのは警察と連携された件数、合わせた形で同じというものなのですか。基本的に、全部警察にも通報した形で処理を取るものですから、大体同じという形で認識していればよろしいのでしょうか。

**○生活環境課長** 警察で対応したものは、やはり警察が動ける証拠がないとできませんので、実際、昨年度、この件数の中で動いたものに対しては3件という形になっています。これは証拠があって、相手に注意もしくは書類送致ということがそれぞれ2件と1件ありましたけれども、それ以外のものについては、市役所で注意した案件は8件ありますけれども、対応しきれないという状況になっています。

**○副委員長** ありがとうございます。もう1件、続けてお願いします。173 ページ、一番下の白丸の霊園管理諸経費というところでお伺いしたいのですが、今、過疎化の影響とか高齢者という形、一人世帯のところもありまして、霊園の、お墓のところが管理できないという形でほったらかしになっているという霊園の人たちが、結構耳につくようになっております。今、市では、市で管理しているこの霊園だけで構わないのですけれども管理者不明みたいな形になっている、そういったお墓がどのくらいあるのか、分かる範囲で構いませんのでお願いしたいと思います。

**○生活環境課長** 今お話がありましたので、この決算説明資料にあります霊園の状況を御覧いただければと思います。こちらに霊園の使用状況がありまして、17 ページになります。塩尻市には東山霊園という霊園がありまして、1つ目が、統一聖域という形でお墓を持つものになります。それは、永代使用权ということでそのお墓を持つパターン、これが17 ページ。もう1つ、18 ページに合葬墓というのがあります。この合葬墓は、管理料を払っていただいて、その共同墓地もしくはお骨のみを埋葬するところに置くという個別埋葬室というのがありまして、その2か所があります。

それで、今問題になっているのは、この東山霊園の17 ページの個別の聖域のほうになっていまして、現在、塩尻市の東山霊園については、統一聖域が1,997 区画、自由聖域、これは区画が大きくて高い塔でも自由に建てられるものになります、これが60 聖地、合計2,057 聖地あります。現在使われている件数というのは、一部返還等が毎年ありますので、統一聖域も、2メートル掛ける2メートルのものにつきましては1,808 件、自由聖域につきましては60 件使われて、合計1,868 件になっています。

先ほど申されました聖地が管理できていないという方につきましては、現在、管理料を、東山霊園につきましては手数料として頂いております。この手数料の収納状況が19 ページに入っています。令和4年度につきましては、現年度が11 件、過年度については件数が60 件となっています。これは件数が積み上がった方も少し入っ

ていますので、件数は多くなっていますが、実際、単年度で払わない方というのは 11 件あります。これは毎年ではなくて、隔年で払ったりする方もいらっしゃる。この中で、実際ずっと払えない方、いわゆる管理者が亡くなっている方が実際、市にもいまして、その件数が現在 6 件になります。

この方は、もうそれを将来的に管理できる状態ではない、いわゆる御本人様も亡くなっていて、その管理者自体がないという状況になっています。こういったところを、今後、お墓に入っていますので、どういう形でこれをきれいにするかというところは、正直課題になっています。

○副委員長 どうもいろいろと詳しく教えていただきありがとうございました。地元の地域のお墓も同じような状況のところをちらほら見受けられるところがあるものですから、こういった東山霊園の例を見ながら、いろいろ検討するにはいい材料になります。心がけたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 171 ページです。時間がないところ申し訳ありません。管理者のいない猫についての不妊去勢手術です。これは当然 1 匹当たり 5,000 円と 3,000 円では済むはずがないので、この手術の差額というのは誰が払うのですか。

○生活環境課長 あくまでも補助金になりまして、この手術にかかる費用は飼い主が払う、もしくは管理する方がお支払いするという形になります。この施術の費用という差額なのですけれども、結構金額につきましてはまちまちでありまして、その辺のところも含めて価格設定はしたつもりです。

○小澤彰一委員 管理者のいない、飼い主のいない猫用ではないのですか。

○生活環境課長 そうです。管理する方は、管理者のいない猫の面倒を見る方になります。飼い主がいると飼い猫になってしまいますので、補助金はありません。それを引き取るイメージです。

○小澤彰一委員 お世話している猫は、それはお世話している人が払えばいいのかもしれないけれど、お世話されない野生化した猫がいるのです。空き家とか畑だとか山も、人がいなくなると野生の動物がどんどん侵略してきて、タヌキから何から全部住むのです。一番厄介なのは猫なのです。猫はやたら増えるのです。私のところも、猟友会に頼むわけにもいかない。人のうちの敷地に入ってきて排泄物をまいていく。畑の中に入ってきたりして、鳥を捕るのです。畑のところ、全部農作物を荒らして、そこからぴよんと飛びついて鳥を捕る、やりたい放題。これは 5,000 円ですが、例えば 1 万円払うとしたら、その 5,000 円は誰が払うということになるのですか。

○生活環境課長 払う方というのが、それを面倒見てもらう団体とか、そういった方になりますので、それを管理してもらえる方になります。

○小澤彰一委員 下手に手を出すと動物虐待で訴えられるので、本当に手を焼いているのです。タヌキだとか熊だとか猿だとか、そういうものについては、猟友会がきちんと始末してくれるのです。野生の猫については本当に困っている。これ、例えば保健所などで始末をする場合にはどうなるのですか。そういうことはできないのですか。

○生活環境課長 今の話ですと、保健所に行った場合という形になりますか。

○小澤彰一委員 いいです。分かりました。

○委員長 いいですか。

○平間正治委員 173 ページの中ほどから少し下、斎場施設維持整備費について副市長のお考えをお聞きしたいのですが、決算で見ても、営繕修繕料で 2,700 万円余。台車とか、こういうのは仕方ないと思うのですが、熱交

換器とかで多額な保守をしている。これまでも相当お金を費やしてきているのです。そうした中で、年数も経っています。ですから、私としてはそろそろ建て替えを検討する時期ではないかと思っているのです。

ただ、ここではもう長寿命化の計画も作ったということなので、それはそれとして。物を大事に長く使うことはもちろん大切なことなのですが、あそこへ訪れた他市の皆さんも、本当に駐車場は狭いと。控え室も、今どき座敷のところなんてないですよ。座るところはほとんど椅子とかです。そういうふうになっている。そういうこともあれば、来年再来年というわけにはいかないでしょうけれども、きちんと長期の見通しの中に入れていくべきだと考えるわけであります。

特に市営球場もそうですが、施設は塩尻市の場合、古いですねということをあちこちから言われるのです。せっかく着任した副市長に、塩尻市のステータスもありますから、そのことについて、今の斎場で結構ですが、副市長はどうお考えか、お聞きをしたいと思います。

○副市長 今回の熱交換器の稟申があったときも、本体の耐用年数等も係の者から説明を聞きまして、委員おっしゃるように、長期的に、今回のこの熱交換器の投資で、これの除却と本体の耐用年数と、当然そのバランスを取っていかなければいけない案件だと思います。そっくり新しいものに建て替えるとなると、やはり数十億円の投資が必要になってくると思います。

たしか私の聞き間違えでなければ、斎場の稼働率も 2040 年ぐらいがピークになるということで、そこからはだんだんまた減っていくというような仮説もあって、規模の投資、それから耐用年数との見合いというようなことをテーブルにきちんとあげた上で、何が一番経済性がいいかということと、委員がおっしゃるように、利用者の利便性といえますか、そういったことも含めて最適解を求めなければいけないかなと考えています。

したがいまして、熱交換器のほうは、今の本体の耐用年数の最後まで持たないということで窮余の策ですけども、本体のほうについては、先ほど申し上げたような長期的な視座で、投資計画をつくる必要があるかと考えております。

○平間正治委員 今おっしゃったように、耐用年数と、こうやって替えていく部分との比較検討はしなければいけないと思うのですが、耐用年数も含めて一定程度の期間というのは決まってくるわけですから、ただ補修を繰り返しているなら、いつまでも繰り返していけばいい話なのです、極論。

ただ、今申し上げたとおり、駐車場が狭いとか控え室がどうのこうの、この今の他市との比較をする中でも、何か塩尻だけ古いということ、それだけの理由ではないですけども、やはり利用者の利便性も考えて、きちんと周期を決めてやっていかないと何事も始まっていけないと思います。ぜひ、その辺も含めて御検討いただきたいと思います。これは要望としておきます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。では、時間が午後 5 時を過ぎますので若干延長をしたいと思います。

○百瀬友彦委員 173 ページですが、火葬残灰処理業務委託料 1 円とあるのですが、業務委託料を 1 円とはどうということなのか教えていただいてもよろしいですか。

○生活環境課長 現在、焼却灰につきましては入札で決めています。灰にはやはり金属類が入っているということを知りまして、それで 1 円入札というような形で、その部分の売却で運搬費を賄っていると、そのような形で話を聞いています。

○百瀬友彦委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、1目上水道施設費までの質疑を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました審査は全て終了いたしました。次は明日15日午前10時から、科目では5款労働費から審査を再開いたします。本日は大変お疲れさまでした。

午後4時58分 閉会

令和5年9月14日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印